2025 年 10 月 15 日 投資信託説明書 (請求目論見書)



アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド

(年2回決算型・為替ヘッジあり)(年2回決算型・為替ヘッジなし) 追加型投信/内外/債券

- 1. 本書により行う「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替へッジあり)」および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替へッジなし)」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月14日に関東財務局長に提出しており、2025年10月15日にその届出の効力が生じております。
- 2. 当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて内外の金融商品等を投資対象としますので、 金融商品等の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、当ファンドの受益権の価額(基準 価額)も変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- 3. 当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様に帰属します。したがって、元金および利回りのいずれも保証されているものではありません。
- 4. 当ファンドは、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもありません。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	アライアンス・バーンスタイン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 阪口 和子
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

<u></u> 图 次

第一部	【証券情報】・・	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1
第二部	【ファンド情報】		•		•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
第1	【ファンドの状況	.] •	•		•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
第2	【管理及び運営】		•		•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	35
第3	【ファンドの経理	状況]		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	42
	【内国投資信託受																											73
第三部	【委託会社等の情	報】	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	75
第1	【委託会社等の概	況】	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	75
約款•			•		•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	106

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり) アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし) 以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」という場合があります。

また、アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(年 2 回決算型・為替ヘッジあり)を「年 2 回決算型・為替ヘッジあり」または「為替ヘッジあり」、アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(年 2 回決算型・為替ヘッジなし)を「年 2 回決算型・為替ヘッジなし」または「為替ヘッジなし」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型、委託者指図型)の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、3兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込みを受付けた日(以下、「取得申込受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額*とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人 投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額 を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示 します

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、「年2回決算型・為替ヘッジあり」は「世S債2有」、「年2回決算型・為替ヘッジなし」は「世S債2無」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp/

(5)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング*の取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

* スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

(6)【申込単位】

販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

(7)【申込期間】

2025年10月15日から2026年4月14日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みした販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の 指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は以下のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「(1)ファンドの目的及び基本的性格」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なる「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替へッジあり)」および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替へッジなし)」の情報を合わせて説明している部分があります。

① ファンドの目的

当ファンドは、日本を含む世界各国の債券等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

② 信託金の限度額

以下のファンドの合計で1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変 更することができます。

- ・アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 債券ファンド (年 2 回決算型・為替ヘッジあり)
- ・アライアンス・バーンスタイン・世界 SDG s債券ファンド(年 2回決算型・為替ヘッジなし)
- ・アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)
- ・アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 債券ファンド (毎月決算型・為替ヘッジなし)

③ ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです(該当区分を網掛け表示しています。)。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

※商品分類表の各項目の定義について

- ・単位型・追加型の区分…追加型
 - 一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
- ・投資対象地域による区分…内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内およ び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分…債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源 泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

「年2回決算型・為替ヘッジあり」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
│ 一般 │ 大型株 │ 中小型株	年2回	(日本含む) 日本 北米	ファミリー	あり
情券 一般	年4回	ルボ 欧州 アジア	ファンド	(フルヘッジ)
	年6回(隔月)	オセアニア中南米	ファンド・オブ・	なし
その他債券	年12回(毎月)	アフリカ	ファンズ	
クレジット属性() 不動産投信	日々	中近東 (中東) エマージング		
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	その他()			
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型				

「年2回決算型・為替ヘッジなし」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本含む)	ファミリー	あり
大型株	年2回	日本	ファンド	()
中小型株		北米		
債券	年4回	欧州	ファンド・	なし
一般		アジア	オブ・	
公債	年6回(隔月)	オセアニア	ファンズ	
社債		中南米		
その他債券	年12回(毎月)	アフリカ		
クレジット属性()		中近東(中東)		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(債券 一般))	その他()			
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分表の各項目の定義について

・投資対象資産による属性区分…その他資産(投資信託証券(債券 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券(一般)に主と して投資する旨の記載があるものをいいます。債券(一般)とは、属性区分において公債、 社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(投資信託証券(債券 一般)と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

・決算頻度による属性区分…年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分…グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- ・投資形態による属性区分…ファンド・オブ・ファンズ
 - 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジによる属性区分…

「為替ヘッジあり」: 為替ヘッジあり (フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいい ます。

「為替ヘッジなし」: 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為 替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

- ※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

④ ファンドの特色

1 主要投資対象ファンド*への投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、世界各国の様々な発行体の債券等に投資します。

- 日本を含む世界各国の債券等(国債(新興国を含む)、政府機関債、新興国債券、投資適格社債、資産担保証券、ハイイールド債券等)を実質的な主要投資対象とします。
- ポートフォリオの平均格付は投資適格(BBB-格以上)とします。 **BB+格以下の債券の投資比率は50%以下に抑えます。
- 主要投資対象ファンドにおいて、米ドル建資産への実質的な投資比率について、原則として純資産総額の 90%以上に維持します。

*各ファンドの主要投資対象ファンド

(年2回決算型・為替ヘッジあり)	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券
(毎月決算型・為替ヘッジあり)	「AB SICAV I — サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QG(為替ヘッジあり)」
(年2回決算型・為替ヘッジなし)	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券
(毎月決算型・為替ヘッジなし)	「AB SICAV I — サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QG(為替ヘッジなし)」

2 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

マ 世界の債券市場から、AB独自のSDGs分析を活用し、より魅力的な投資機会を追求します。

- 幅広い債券セクターから魅力度の高い投資機会を追求します。
- SDGs達成に貢献する発行体等を選別するトップダウンアプローチにより、長期的な観点から事業存続可能性の高い発行体を抽出します。
- 市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

[SDGs(エスディージーズ: Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)]とは

貧困や不平等、環境破壊などの様々な問題を解決することを目指す、世界共通の目標です。 17の目標(GOALs)と、より具体的な169のターゲットから構成されています。

2015年9月の国連サミットで、2016年から2030年までの国際目標として採択されました。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

世界の 債券市場







AB独自の SDGs分析 による抽出

SDGsの国際的枠組みESGの観点から評価*

SDGs達成に貢献する 100以上の製品/サー ビス**からの 売上が25%以上

裏付け資産となる住宅ローンや 商業用不動産債権等の 対象物件等のSDGs達成貢献度

ビッグデータ分析を用いて抽出

SDGs銘柄群 (調査対象)

計量分析とファンダメンタルズ分析による徹底したリサーチ

セクター配分/ 組入銘柄の選定

- マクロ経済見通し等に基づく各債券セクターの魅力度各銘柄の信用リスクに対する利回りの魅力度
- 発行体や裏付け資産に対するESG評価

最適なポートフォリオの構築

- より魅力的な債券セクターへの重点的配分
- ポートフォリオの平均格付を投資適格(BBB-格以上)
- 魅力的な利回りの追求

ポートフォリオ

※SDGs銘柄群には含まれないグリーンボンド等を組み入れ

*環境面(E)では再生可能エネルギーの活用度や自然災害への脆弱性など、社会面(S)では基本的人権や言論の自由、ジェンダー間の平等を支える政策など、ガバナンス面(G)では政策透明性や汚職などの腐敗度、司法の独立性など、さまざまな観点から各国のESGへの取り組みを評価します。
**SDGs169ターゲットを徹底的に分析し、主に民間部門が担う106ターゲットの達成に貢献する100以上の製品/サービスを特定します。



エンゲージメントとは"企業との対話"を意味します。ABの債券運用のポートフォリオ・マネジャー とアナリストは、ESGに関する幅広いトピックについて、債券発行体の経営陣や取締役会メンバー に対しエンゲージメントを行っています。

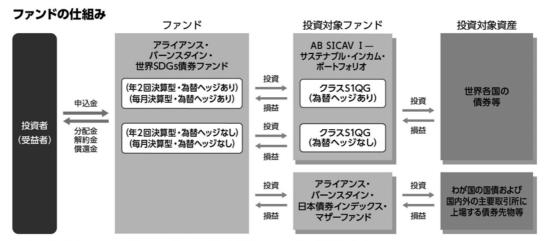
※議論のテーマは炭素排出量、サステナブル・ファイナンス、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン(DEI)

※融張向のナーマは反映系が国集(サステナンフル・ディナンス、メイトーシティ・エッイティ・インテルーション(DEI)など、多岐にわたります。 ※過去のエンゲージメントについては、ABのホームページ(https://www.alliancebernstein.co.jp/retail/5241.html)の「ESGエンゲージメント・レポート」をご覧ください。

※上記の内容は、今後変更されることがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

4 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



- ●主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ●短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

5 決算頻度と為替ヘッジの有無が異なる4つのファンドからお選びいただけます。

(年2回決算型・為替ヘッジあり)

(年2回決算型・為替ヘッジなし)

(毎月決算型・為替ヘッジあり)

(毎月決算型・為替ヘッジなし)

- ■「為替ヘッジあり」では、主要投資対象ファンドにおいて、原則として同クラスの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の「米ドル売り/円買い」の為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。
 - ●主要投資対象ファンドにおいて、米ドル建資産への実質的な投資比率は、原則として純資産総額の90%以上 を維持しますが、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
- ■「為替ヘッジなし」では、実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 各ファンド間でスイッチングが可能です。
- **販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合や、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

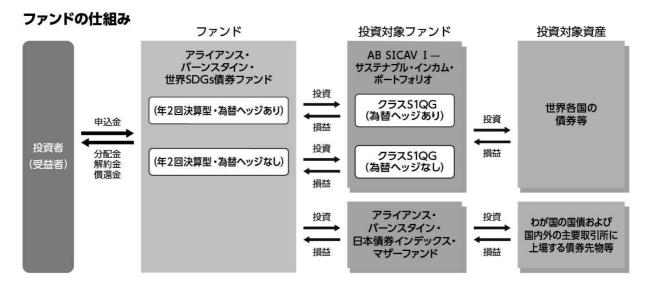
2021年10月5日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象として組入 れる方式(親投資信託のみを主要投資対象とする場合を除きます。)をいいます。



② 当ファンドの関係法人とその役割

<販売会社>

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならび に収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

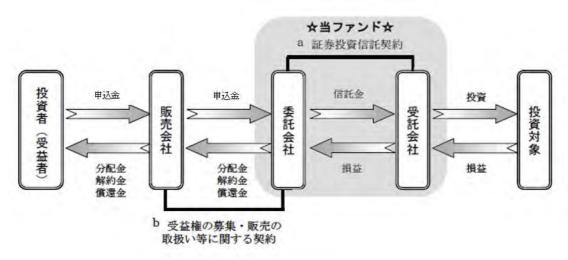
<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

株式会社日本カストディ銀行

・信託財産の管理業務等を行います。



③ 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受 託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期 間・償還等を規定しています。 b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、 買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

- ④ 委託会社等の概況
 - a. 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2025年7月末現在)

b. 委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク (現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク) 東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り 受ける。

c. 大株主の状況

(2025年7月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル	32,600株	1009/
コーポレーション・オブ・デラウェア	市コマース・ストリート501	32,00001米	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用態度

「為替ヘッジあり」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I-サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジあり)」 (以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。)を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- b. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- c. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- d. 主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- e. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記 の運用が出来ない場合があります。

「為替ヘッジなし」

a. ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I-サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジなし)」 (以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。)を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

- b. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- c. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- d. 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- e. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記 の運用が出来ない場合があります。
- ※投資対象ファンドの詳細に関しましては、後記[参考情報:投資対象ファンドの概要]をご覧ください。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - (イ) 有価証券
 - (口) 金銭債権
 - (ハ) 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の a. に掲げる外国投資証券および b. に掲げる親投資信託の受益証券 (上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の c. から g. に掲げる有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

「為替ヘッジあり」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ABSICAVI- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジあり)」
- b. アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者 として締結された「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファン ド」
- c. 短期社債等
- d. コマーシャル・ペーパー
- e. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- f. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- g. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

「為替ヘッジなし」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「ABSICAVI- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジなし)」
- b. アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者 として締結された「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファン ド」
- c. 短期社債等
- d. コマーシャル・ペーパー
- e. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- f. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- g. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品の運用指図

上記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記③a.からd.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

<参考情報:投資対象ファンドの概要>

AB SICAV I — サステナブル・インカム・ポートフォリオ

クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり)/クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジなし)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	32 77 37/7 7 27 38 38 38 37 38 37
形態	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券
投資目的	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を含む世界各国の債券等
	・ファンドは、環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、成長機会を追求し、投資目的の達成を目指します。
	・ファンドは、通常の市場環境下では、純資産総額の80%以上を持続可能な投資テーマに 積極的に取り組む発行体の債券等に投資します。
投資方針	・ファンドは、「トップダウン」と「ボトムアップ」を組み合わせた投資プロセスを採用します。 投資テーマには、健康、気候、エンパワーメントが含まれますが、これらに限定されません。
	・「トップダウン」のテーマ別アプローチに加えて、「ボトムアップ」アプローチは、環境、社会、企業統治など「ESG要因」への発行体のエクスポージャー、ならびに資金使途、発行体のファンダメンタルズ、評価に焦点を当てます。 クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり) 原則として同クラスの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の「米ドル売り/円買い」の為替取引を通じて、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。
主な投資制限	・流動性の低い資産への投資は、純資産額の10%を超えないものとします。・ファンドの借入総額は、純資産総額の10%を上限とします。・米ドル建資産への実質的な投資比率について、原則として純資産総額の90%以上に維持します。
決算日	毎年5月31日
分配方針	原則として、年4回の分配を行う方針です。
運用管理費用	純資産総額に対して年率 0.51% (上限)
その他の費用	金融商品等の売買委託手数料/監査費用/法律関係の費用/外貨建資産の保管等に要する 費用/信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用等
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

主要投資対象	わが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物
運用の基本方針	主としてわが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物に投資し、信託財産の 長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として、毎年6月15日
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ前営業日の基準価額の0.02%
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

① ファンドの運用体制

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うにあたって遵守すべき 事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

② 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合 致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。
- ③ 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当 部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことに より、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

① 各ファンドの収益分配方針は以下のとおりです。

原則として、毎決算時(1月15日および7月15日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- b. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の 収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合 等には、収益分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用 方法」に基づいて運用を行います。
- ② 収益の分配方式
 - a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ)配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。) は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- ③ 収益分配金の支払い

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金 を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

a. 「一般コース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目までの日)から、販売会社においてお支払いを開始します。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再 投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① 信託約款に定める投資制限
 - a. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - c. 株式への直接投資は行いません。
 - d. 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - e. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 法令により禁止または制限される取引等
 - a. 同一法人の発行する株式の取得制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が 定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合 において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示 する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続する ことを内容とした運用を行うことはできません。

c. 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

- ③ その他信託約款に定める取引の方法と条件
 - a. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b. 一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図
 - (イ) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに 信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
 - (ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および 償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。
- c. 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、 値動きのある金融商品等に投資しますので、投資対象ファンドに組入れられた金融商品等の値動き (外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むこ とがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による 損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび投資対象ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト(債務不履行)が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ 為替変動リスク

「為替ヘッジあり」

主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

実質的な組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の 影響を受け、一般に当該通貨が米ドルに対して下落した場合には、ファンドの資産価値が減少する 要因となります。

「為替ヘッジなし」

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の 変動の影響を受けます。

④ 期限前償還リスク

資産担保証券は、様々な要因によるローンの借換え等に伴い、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、資産担保証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。

⑤ カントリー・リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

⑥ 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

⑦ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

- ※ 市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用 できない場合があります。
- ※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ② 本書における S D G s のロゴ・アイコンは、情報提供目的で使用しています。国際連合が当ファンドの運用等についていかなる責任も負うものではなく、また支持を表明するものでもありません。
- ③ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

① 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

② パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

③ 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等 は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

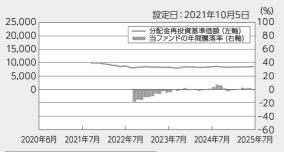
※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

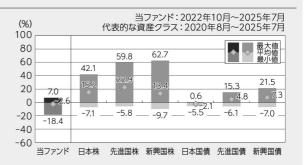
<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

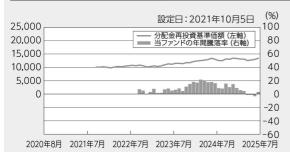
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(年2回決算型・為替ヘッジあり)





(年2回決算型・為替ヘッジなし)



※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、 設定日の属する月より表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合 があります。



, 当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・ 平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき 計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間 騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債······NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- TOPIX (東証株価指数、配当込み) は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、 配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。 販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。 スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお 問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務 手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

※販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

(2) 【換金(解約) 手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率0.6314%(税抜0.574%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分(税抜)および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.05%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座 内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.024%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

(投資対象ファンドの信託報酬および実質的な負担)

当ファンドの信託報酬等の他に、当ファンドが投資対象とする投資対象ファンドに対して信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬等に、投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等を加えた実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.1414%(税抜1.084%)の率を乗じて得た額を上限とします。

	ファンド	純資産総額に対して <u>年率0.6314% (税抜0.574%)</u>
運用管理費用 (信託報酬)	投資対象ファンド	年率0.51% (上限)
	実質的な負担	純資産総額に対して <u>年率1.1414% (税抜1.084%) (上限)</u>

※上記は当ファンドが純資産総額相当額の外国投資証券を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。

(4) 【その他の手数料等】

- ① その他の費用
 - a. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の 利息は、信託財産中から支払われます。
 - b. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
 - c. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。
 - ※その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用 状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ② 上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。
 - a. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
 - b. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - c. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
 - d. 運用報告書の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - e. 受益権の管理事務に係る費用
 - f. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付な らびに監督官庁への届出等に係る費用
 - g. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
 - h. この信託の計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
 - i. 信託財産の監査に係る費用
 - i. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
 - k. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
- ③ 上記②の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます(これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。)。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。
- ※上記①および②のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。
 - ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料で す。
 - ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管およ び資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
 - ・上記② a. から f. までに記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・提供等および届出に係る費用です。
 - ・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用(監査費用)です。
- ※ 手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりま すので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ① 個別元本について
 - a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
 - b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託 を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
 - d. 元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
- ② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を 上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金(特別分配金)となります。

- ③ 個人・法人別の課税の取扱い
 - a. 個人の受益者に対する課税
 - (イ) 収益分配金(普通分配金) ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率*で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率*により申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収選択口座)の場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率*で源泉徴収され、申告は不要となります。

*2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%(所得税15%および住民税5%)の税率となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに一部 解約時および償還時の譲渡損(または譲渡益)は、上場株式等の申告分離課税を選択した配 当所得および譲渡益(または譲渡損)ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益(また は譲渡損)と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」のご利用について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の 適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは販売会社にお問 い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率*で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

*2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15% (所得税のみ) の税率となります。

- ※ 上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更 になることがあります。
- ※「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)】

(1) 【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	53, 149, 053	96. 98
親投資信託受益証券	日本	9, 712	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1, 644, 140	3.00
合計(純資産総額)		54, 802, 905	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 7月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		AB SICAV I - サステナ ブル・インカム・ポートフォリ オ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジあり)	6, 504. 596	8, 144	52, 973, 429	8, 171	53, 149, 053	96. 98
2	日本	受益証券	アライアンス・バーンスタイ ン・日本債券インデックス・マ ザーファンド	8, 367	1. 1597	9, 703	1. 1608	9, 712	0.01

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	96. 98
親投資信託受益証券	国内	0. 01
合計		96. 99

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界 SDG s債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり) 2025年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別		純資産総額	(百万円)	1万口当たり純	資産額(円)
为	ניס.	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2022年 1月17日)	112	112	9, 795	9, 795
第2期計算期間末	(2022年 7月15日)	91	93	8, 390	8, 515
第3期計算期間末	(2023年 1月16日)	107	107	8, 404	8, 429
第4期計算期間末	(2023年 7月18日)	100	100	8, 225	8, 225
第5期計算期間末	(2024年 1月15日)	89	89	8, 351	8, 351
第6期計算期間末	(2024年 7月16日)	80	80	8, 273	8, 273
第7期計算期間末	(2025年 1月15日)	73	73	8, 079	8, 079
第8期計算期間末	(2025年 7月15日)	54	54	8, 294	8, 319
	2024年 7月末日	81		8, 296	
	8月末日	79		8, 407	
	9月末日	80		8, 473	
	10月末日	76		8, 264	
	11月末日	76		8, 252	
	12月末日	74		8, 142	
	2025年 1月末日	75		8, 209	
	2月末日	74		8, 287	
	3月末日	69		8, 265	
	4月末日	70		8, 295	
	5月末日	54		8, 243	_
	6月末日	55		8, 356	_
	7月末日	54		8, 318	

⁽注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2021年10月 5日~2022年 1月17日	0
第2期計算期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	125
第3期計算期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	25
第4期計算期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	0
第5期計算期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	0
第6期計算期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	0
第7期計算期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	0
第8期計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	25

⁽注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	2021年10月 5日~2022年 1月17日	△2. 1
第2期計算期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	△13. 1
第3期計算期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	0. 5
第4期計算期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	△2. 1
第5期計算期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	1.5
第6期計算期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	△0. 9
第7期計算期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	△2. 3
第8期計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	3. 0

⁽注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。 以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2021年10月 5日~2022年 1月17日	117, 115, 345	2, 485, 353	114, 629, 992
第2期計算期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	7, 562, 690	12, 855, 588	109, 337, 094
第3期計算期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	19, 375, 740	629, 334	128, 083, 500
第4期計算期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	5, 591, 599	11, 830, 650	121, 844, 449
第5期計算期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	5, 435, 562	19, 885, 091	107, 394, 920
第6期計算期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	1, 898, 449	11, 436, 092	97, 857, 277
第7期計算期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	1, 566, 668	8, 017, 597	91, 406, 348
第8期計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	15, 852	25, 575, 149	65, 847, 051

⁽注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

⁽注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)】

(1) 【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	254, 882, 274	98. 89
親投資信託受益証券	日本	9, 712	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	2, 838, 191	1. 10
合計(純資産総額)		257, 730, 177	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2025年 7月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		AB SICAV I - サステナ ブル・インカム・ポートフォリ オ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジなし)	22, 539. 996	11, 121. 12	250, 670, 000	11, 308	254, 882, 274	98. 89
2	日本	受益証券	アライアンス・バーンスタイ ン・日本債券インデックス・マ ザーファンド	8, 367	1. 1597	9, 703	1. 1608	9, 712	0.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	98. 89
親投資信託受益証券	国内	0.00
슴計		98. 89

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・世界 SDG s債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし) 2025年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別		純資産総額	(百万円)	1万口当たり純	[資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2022年 1月17日)	273	273	10, 038	10, 038
第2期計算期間末	(2022年 7月15日)	374	379	10, 521	10, 646
第3期計算期間末	(2023年 1月16日)	314	320	9, 782	9, 957
第4期計算期間末	(2023年 7月18日)	280	284	10, 481	10, 656
第5期計算期間末	(2024年 1月15日)	230	235	11, 212	11, 462
第6期計算期間末	(2024年 7月16日)	281	287	12, 215	12, 440
第7期計算期間末	(2025年 1月15日)	282	288	12, 021	12, 271
第8期計算期間末	(2025年 7月15日)	250	255	11, 596	11, 846
	2024年 7月末日	288	_	11, 921	_
	8月末日	275	_	11, 511	_
	9月末日	273	_	11, 437	_
	10月末日	287		12, 063	
	11月末日	284		11, 929	
	12月末日	292		12, 340	
	2025年 1月末日	276		11, 966	
	2月末日	271		11, 772	
	3月末日	271	_	11, 783	_
	4月末日	259	_	11, 284	_
	5月末日	264	_	11, 451	
	6月末日	269	_	11, 648	_
	7月末日	257	_	11, 785	_

⁽注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2021年10月 5日~2022年 1月17日	0
第2期計算期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	125
第3期計算期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	175
第4期計算期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	175
第5期計算期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	250
第6期計算期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	225
第7期計算期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	250
第8期計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	250

⁽注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	2021年10月 5日~2022年 1月17日	0. 4
第2期計算期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	6. 1
第3期計算期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	△5. 4
第4期計算期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	8. 9
第5期計算期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	9. 4
第6期計算期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	11.0
第7期計算期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	0. 5
第8期計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	△1.5

⁽注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。 以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数 点第二位を四捨五入)を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2021年10月 5日~2022年 1月17日	273, 163, 950	609, 620	272, 554, 330
第2期計算期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	146, 665, 285	63, 187, 847	356, 031, 768
第3期計算期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	49, 580, 973	83, 726, 951	321, 885, 790
第4期計算期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	33, 169, 355	87, 661, 558	267, 393, 587
第5期計算期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	12, 043, 921	73, 607, 934	205, 829, 574
第6期計算期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	48, 966, 971	24, 088, 895	230, 707, 650
第7期計算期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	14, 322, 018	10, 234, 210	234, 795, 458
第8期計算期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	5, 594, 736	24, 702, 277	215, 687, 917

⁽注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

⁽注2)第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

(参考)

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況

2025年 7月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	日本	86, 266, 851, 398	77. 59
現金・預金・その他の資産※(負債控除後)	_	24, 912, 883, 026	22. 40
合計(純資産総額)		111, 179, 734, 424	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	取引所	時価合計 (円)	投資比率(%)
有価証券先物取引	買建	大阪取引所	111, 114, 150, 000	99. 94

⁻(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2025年 7月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本		第1285回 国庫短期証券	29, 600, 000, 000	99. 93	29, 580, 020, 000	99. 98	29, 596, 270, 400		2025年 8 月12日	
2	日本		第1313回 国庫短期証券	29, 000, 000, 000	99. 43	28, 835, 873, 593	99. 45	28, 843, 312, 998		2026年 6 月22日	
3	日本		第1319回 国庫短期証券	28, 000, 000, 000	99. 35	27, 819, 764, 000	99. 38	27, 827, 268, 000		2026年 7 月21日	

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2025年 7月31日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	77. 59
슴탉		77. 59

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2025年 7月31日現在

種類	取引所	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
有価証券先物取引 長期国債先物取引 2025年9月限	大阪取引所	買建	80, 500, 000, 000	日本円	111, 838, 151, 905	111, 114, 150, 000	99. 94

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

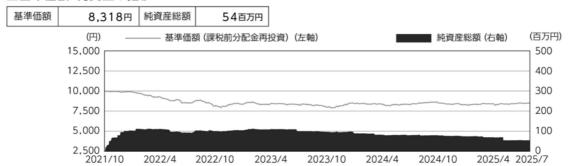
運用実績

基準日:2025年7月31日

ファンドの運用実績

(年2回決算型・為替ヘッジあり)

■基準価額・純資産の推移



基準価額 (課税前分配金再投資) は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用 (信託報酬) 控除後のものです。 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

■分配の推移

決算期 分配金 第4期 2023年 7月 0円 2024年 1月 0円 第5期 2024年 7月 第6期 0円 第7期 2025年 1月 0円 2025年 7月 25円 第8期 175円 設定来累計

■組入比率

	組入比率 (%)
AB SICAV I — サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジあり)	97.0
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	0.0
現金等	3.0
승計	100.0

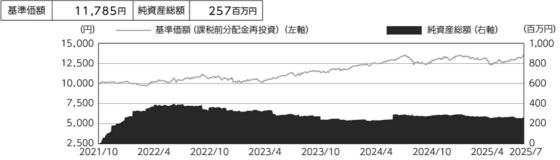
※ 組入比率は、純資産総額に対する比率です。

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは 分配金が支払われない場合があります。

(年2回決算型・為替ヘッジなし)

■基準価額・純資産の推移

分配金は1万口当たり課税前



基準価額 (課税前分配金再投資) は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

■分配の推移

決算期		分配金
第4期	2023年 7月	175円
第5期	2024年 1月	250円
第6期	2024年 7月	225円
第7期	2025年 1月	250円
第8期	2025年 7月	250円
	設定本要計	1 //50 m

■組入比率

	組入比率 (%)
AB SICAV I — サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ (為替ヘッジなし)	98.9
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	0.0
現金等	1.1
合計	100.0

※ 組入比率は、純資産総額に対する比率です。

分配金は1万口当たり課税前 運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは 分配金が支払われない場合があります。

[※] 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

[※] 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

ファンドの運用実績

■主要な資産の状況

主要投資対象ファンドにおける組入上位銘柄 AB SICAV I-サステナブル・インカム・ポートフォリオ

組入上位10銘柄

	銘柄名	償還日	利率	玉	SDGs目標	組入比率
1	FHLM	2054年12月1日-2055年2月1日	5.500%	アメリカ	Aldo	6.32%
2	U.S. Treasury Notes	2027年1月31日-2032年2月29日	4.125%	アメリカ	¥***** ≥	3.10%
3	FHLM	2054年 4月 1日	5.000%	アメリカ	A Man	2.23%
4	FNMA	2054年5月1日-2054年6月1日	6.000%	アメリカ	Alde Natur	2.20%
5	FNMA	2053年10月 1日	5.000%	アメリカ	A Man	2.19%
6	U.S. Treasury Notes	2027年 4月30日	3.750%	アメリカ	16 Malii ≥ 4	1.24%
7	U.S. Treasury Bonds	2030年 5月15日	6.250%	アメリカ	16 THIRST ************************************	1.20%
8	U.S. Treasury Bonds	2026年11月15日	6.500%	アメリカ	¥ ***** ¥	1.16%
9	U.S. Treasury Notes	2029年 9月30日	3.500%	アメリカ	¥.	0.99%
10	CAB SELAS	2028年 2月 1日	3.375%	フランス	3 :::::::: -W\$	0.95%

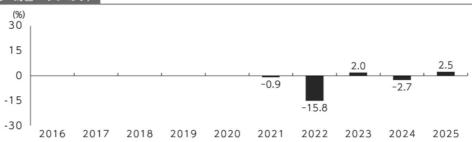
(SDGsアイコンは、貢献するSDGsを指します。)

※組入比率は、ファンドの組入証券評価額(除く現金等)を100%として計算しています。

※上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移(暦年ベース)

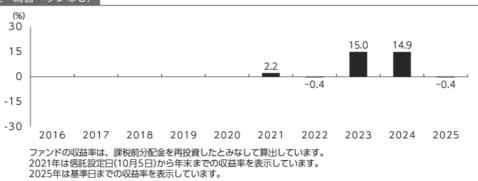
(年2回決算型・為替ヘッジあり)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。 2021年は信託設定日(10月5日)から年末までの収益率を表示しています。 2025年は基準日までの収益率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

(年2回決算型・為替ヘッジなし)



[※] 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドにはベンチマークはありません。

[※] 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2025年1月16日~2025年7月15日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・パーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)	1.36%	0.63%	0.73%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)	1.37%	0.63%	0.74%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)	1.37%	0.63%	0.74%
アライアンス・バーンスタイン・ 世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)	1.37%	0.63%	0.74%

[※]総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。) を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。

[※]その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

[※]投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

[※]投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

[※]詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付けを行います。 ただし、以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則、取得の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

当ファンドには、「年2回決算型・為替ヘッジあり」および「年2回決算型・為替ヘッジなし」があります。

また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」

収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

- ※取扱うファンドやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合 がありますので、販売会社にご確認の上お申込みください。
- ※スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお 問い合わせください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.3%(税抜3.0%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

(6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口 座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した 場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを 得ない事情があるとき(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含み ます。)は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取 消すことがあります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

2【換金(解約)手続等】

(1) 換金方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行の請求)により換金する ことができます。原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、換金の申込みの受付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

原則、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金の申込みを受付けた日(以下、「換金申込受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額 とします。

(3) 信託財産留保額

ありません。

(4) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 換金手数料

ありません。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。

(7) その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その 他やむを得ない事情があるとき(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変 等を含みます。)は、換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込み の受付けを取消すことがあります。

換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記(2)に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および 一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産 の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した 金額で、1万口当たりの価額で表示します。
- ② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、「年2回決算型・為替ヘッジあり」は「世S債2有」、「年2回決算型・為替ヘッジなし」は「世S債2無」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号: 03-5962-9687 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時) ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

主要投資対象ファンド	原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格 (基準価額)で評価します。
アライアンス・バーンスタイン・日本債 券インデックス・マザーファンド	原則として、計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算について は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場 の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は2021年10月5日から2032年1月15日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他 ①信託契約の解約(繰上償還)」の場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年1月15日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

- ① 信託契約の解約(繰上償還)
 - a. 委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ◆各ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき
 - ◆受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
 - b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの 受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. にお いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。な お、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れて いる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から d. までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。
 - f. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「②信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその 任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社 または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場 合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「②信託約款の変更等」に 記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を 除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できな いときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本②に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項(信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの 受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の 3 分の 2 以上に当たる多数を もって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じま す。
- e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場 合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容
- ⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.alliancebernstein.co.jp) に掲載します。

⑥ 運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月の決算時ならびに償還時に、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報)および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供等を行います。 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。 なお、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には提供等を行います。 ホームページアドレス: https://www.alliancebernstein.co.jp

- ⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑧ 関係法人との契約の更改等

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑨ 信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを 委託することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

- (1) 収益分配金に対する請求権
 - ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。
 - ② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きま す。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販 売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に帰属します。
 - ③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌 営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までの日)から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を 受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの 償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、 社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行わ れます。

③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求する権利を有します。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます)または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議 決権を有し、これを行使することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期(2025年1月16日から 2025年7月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)の2025年1月16日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界 SDG s債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり)の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

資産の部 流動資産第7期 (2025年 1月15日現在)第8期 (2025年 7月15日現在)コール・ローン 投資信託受益証券 表収付信託受益証券 表収利息 で 流動資産合計 (2025年 7月15日現在)1,782,494 (2034,793) (2035,793) 	(1)【貸借対照表】		(単位:円)
資産の部流動資産コール・ローン1,782,4942,034, 投資信託受益証券72,337,93652,973, 9,973親投資信託受益証券9,7939,未収利息7流動資産合計74,130,23055,017, 夏産合計資産の部74,130,23055,017,流動負債****未払収益分配金-164, 未払受託者報酬10,3348, ***未払委託者報酬236,715196, 270他未払費用39,08332, 32, 流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部286,132401,元本等 元本91,406,34865,847,剩余金91,406,34865,847,利未剩余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230, (分配準備積立金)1,008,2071,033, 73,844,09854,616,			第8期
流動資産	₩ → o → u	(2020 1),110 50 12)	(2020 1)110 H 20 HZ)
コール・ローン1,782,4942,034, 投資信託受益証券72,337,93652,973, 32,973, 32,973, 32,973, 32,973, 32,973, 32,973, 32,973, 32,973, 32,973, 32,073,030 <b< td=""><td></td><td></td><td></td></b<>			
投資信託受益証券72,337,93652,973,親投資信託受益証券9,7939,未収利息7流動資産合計74,130,23055,017,資産合計74,130,23055,017,負債の部******流動負債***10,3348,未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部286,132401,元本等91,406,34865,847,剩余金月,406,34865,847,剩余金人17,562,250人11,230, (分配準備積立金)人17,562,250人11,230, (分配準備積立金)元本等合計73,844,09854,616,		1 700 404	0.004.005
親投資信託受益証券 未収利息9,7939,未収利息7資産合計74,130,23055,017,資産合計74,130,23055,017,負債の部 流動負債*********************************			2, 034, 697
未収利息7流動資産合計74,130,23055,017,資産合計74,130,23055,017,負債の部大級項益分配金-164,未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部大本等91,406,34865,847,元本91,406,34865,847,剰余金417,562,250△11,230,(分配準備積立金)△17,562,250△11,230,元本等合計73,844,09854,616,			52, 973, 429
流動資産合計74,130,23055,017資産合計74,130,23055,017負債の部流動負債未払収益分配金-164未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401負債合計286,132401純資産の部元本等91,406,34865,847剰余金91,406,34865,847刺未剩余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230(分配準備積立金)1,008,2071,033元本等合計73,844,09854,616		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9, 703
資産合計74,130,23055,017,負債の部流動負債10,3348,未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部286,132401,元本等91,406,34865,847,剰余金91,406,34865,847,財末剰余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230, (分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,			19
負債の部流動負債未払収益分配金-164,未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部286,132401,元本等91,406,34865,847,剰余金月,406,34865,847,財末剰余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230,(分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,			55, 017, 848
流動負債未払収益分配金-164,未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部元本等91,406,34865,847,剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230,(分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,		74, 130, 230	55, 017, 848
未払収益分配金一164,未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部7本等91,406,34865,847,刑余金91,406,34865,847,刺余金人17,562,250△11,230,(分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,	負債の部		
未払受託者報酬10,3348,未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部 元本等91,406,34865,847,剰余金91,406,34865,847,刺未剰余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230, (分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,	流動負債		
未払委託者報酬236,715196,その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部 元本等91,406,34865,847,刑余金91,406,34865,847,刺余金人17,562,250△11,230, (分配準備積立金)人1,008,2071,033, 73,844,09854,616,	未払収益分配金	-	164, 617
その他未払費用39,08332,流動負債合計286,132401,負債合計286,132401,純資産の部 元本等91,406,34865,847,刑余金91,406,34865,847,刺余金人17,562,250△11,230, (分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,	未払受託者報酬	10, 334	8, 572
流動負債合計286, 132401,負債合計286, 132401,純資産の部元本等元本91, 406, 34865, 847,剰余金期末剰余金又は期末欠損金(△)△17, 562, 250△11, 230,(分配準備積立金)1, 008, 2071, 033,元本等合計73, 844, 09854, 616,	未払委託者報酬	236, 715	196, 186
負債合計 純資産の部 元本等 ・ 規未剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)286,132401,401,401,401,401,401,401,401,401,401,	その他未払費用	39, 083	32, 380
純資産の部	流動負債合計	286, 132	401, 755
元本等	負債合計	286, 132	401, 755
 元本 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金) 元本等合計 91,406,348 65,847, 点17,562,250 点11,230, 1,008,207 1,033, 元本等合計 73,844,098 54,616, 	純資産の部		
剰余金対末剰余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230,(分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,	元本等		
期末剰余金又は期末欠損金(△)△17,562,250△11,230,(分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,	元本	91, 406, 348	65, 847, 051
(分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,	剰余金		
(分配準備積立金)1,008,2071,033,元本等合計73,844,09854,616,	期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 17,562,250$	$\triangle 11, 230, 958$
元本等合計 73,844,098 54,616,			1, 033, 912
			54, 616, 093
/『日本 /ユ。ロ B I	純資産合計	73, 844, 098	54, 616, 093
			55, 017, 848

		(11=:14)
	第7期 (自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日)	第8期 (自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日)
営業収益		
受取配当金	419, 828	599, 960
受取利息	1, 698	3, 852
有価証券売買等損益	$\triangle 1, 895, 357$	1, 665, 443
営業収益合計	$\triangle 1, 473, 831$	2, 269, 255
営業費用		
受託者報酬	10, 334	8, 572
委託者報酬	236, 715	196, 186
その他費用	39, 083	32, 380
営業費用合計	286, 132	237, 138
営業利益又は営業損失(△)	$\triangle 1,759,963$	2, 032, 117
― 経常利益又は経常損失(△)	$\triangle 1,759,963$	2, 032, 117
当期純利益又は当期純損失 (△)	$\triangle 1,759,963$	2, 032, 117
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	43, 494	447, 009
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 16,901,198$	$\triangle 17, 562, 250$
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 383, 716	4, 913, 631
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1, 383, 716	4, 913, 631
剰余金減少額又は欠損金増加額	241, 311	2, 830
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	241, 311	2, 830
分配金	_	164, 617
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 17, 562, 250$	△11, 230, 958

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

_	(22)			
		第8期		
項目		(自 2025年 1月16日		
		至 2025年 7月15日)		
1.	運用資産の評価基準及び評価方 法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。		
		(2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。		
2.	収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金 額を計上しております。		
		(2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。		
3.	その他	当ファンドの計算期間は、2025年1月16日から2025年7月15日までとなっており ます。		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

·—- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第7期	第8期
(自 2024年 7月17日	(自 2025年 1月16日
至 2025年 1月15日)	至 2025年 7月15日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼす	同左
リスクがある項目を識別していないため、注記を省略して	
おります。	

(貸借対照表に関する注記)

	第7期			第8期	
	(2025年 1月15日現在)			(2025年 7月15日現在)	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	
		91, 406, 348 □			65, 847, 051 □
2.	投資信託財産計算規則第55条の6第10号 元本の欠損	-に規定する額 17, 562, 250円	2.	投資信託財産計算規則第55条の6第10号 元本の欠損	号に規定する額 11, 230, 958円
3.	計算期間の末日における1単位当たりの 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	純資産の額 0. 8079円 8, 079円)		計算期間の末日における1単位当たりの 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	の純資産の額 0. 8294円 8, 294円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(浜血人の水水並川 弁目に内 / もにに)	<i>b</i> /r △ ₩n		
第7期	第8期		
(自 2024年 7月17日	(自 2025年 1月16日		
至 2025年 1月15日)	至 2025年 7月15日)		
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を		
委託するために要する費用として委託者報酬の中か	委託するために要する費用として委託者報酬の中か		
ら支弁している額	ら支弁している額		
- 円	-円		
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程		
該当事項はありません。	2025年1月16日から2025年7月15日まで		
	計算期末における分配対象金額1,435,403円		
	(10,000 口当たり217円)のうち、164,617円		
	(10,000口当たり25円)を分配金額としておりま		
	す。		
	項目		
	費用控除後の配当等収益額 A		
	472, 376円		
	費用控除後・繰越欠損金補填後のB		
	有価証券売買等損益額 -円		
	収益調整金額		
	236, 874円		
	分配準備積立金額 [2] [3] [3] [4] [5] [5] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6		
	726, 153円		
	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		
	1,435,403円		
	当ファンドの期末残存口数 F		
	65, 847, 051 □		
	10,000口当たりの収益分配対象額 G=E/F×10,000		
	217円		
	10,000口当たりの分配額 H		
	25円		
	収益分配金金額 I=F×H/10,000		
	164, 617円		

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項	
第7期 (自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日)	第8期 (自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日)
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定 する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを目的としております。	(1)金融商品に対する取組方針 同左
(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
(3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

額が異なることもあります。

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価

第7期	第8期
(2025年 1月15日現在)	(2025年 7月15日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評	同左
価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり	
ません。	
(2) 時価の算定方法	(2) 時価の算定方法
① 投資信託受益証券、親投資信託受益証券	① 投資信託受益証券、親投資信託受益証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載	同左
しております。	
② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	同左
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期	第8期
(自 2024年 7月17日	(自 2025年 1月16日
至 2025年 1月15日)	至 2025年 7月15日)
	同左
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われてい	
ないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第8期
(自 2025年 1月16日
至 2025年 7月15日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第7	期	第8期	
(2025年 1月	15日現在)	(2025年 7月15日現在	E)
期首元本額	97, 857, 277円	期首元本額	91, 406, 348円
期中追加設定元本額	1,566,668円	期中追加設定元本額	15,852円
期中一部解約元本額	8,017,597円	期中一部解約元本額	25, 575, 149円

2. 壳買目的有価証券

(単位:円)

	第7期	第8期
種類	(2025年 1月15日現在)	(2025年 7月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	$\triangle 1,938,715$	1, 238, 280
親投資信託受益証券	△105	△90
合計	△1, 938, 820	1, 238, 190

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2025年 7月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 7月15日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	日本円	AB SICAV I - サステナブル・インカム・ポート	6, 504. 596	52, 973, 429	
券		フォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり)			
	小計	銘柄数:1	6, 504. 596	52, 973, 429	
		組入時価比率:97.0%		100.0%	
	投資信託受益証	券計		52, 973, 429	
親投資信託受益	日本円	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデック	8, 367	9, 703	
証券		ス・マザーファンド			
	小計	銘柄数:1	8, 367	9, 703	
		組入時価比率:0.0%		0.0%	
	親投資信託受益	証券計		9, 703	
	合計			52, 983, 132	

⁽注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)の2025年1月16日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界 SDG s債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし)の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員 との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 (2025年 1月15日現在)	第8期 (2025年 7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15, 214, 739	9, 819, 188
投資信託受益証券	276, 312, 569	246, 896, 620
親投資信託受益証券	9, 793	9, 703
未収利息	66	94
流動資産合計	291, 537, 167	256, 725, 605
資産合計	291, 537, 167	256, 725, 605
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5, 869, 886	5, 392, 197
未払解約金	2, 383, 241	252, 785
未払受託者報酬	37, 441	34, 998
未払委託者報酬	857, 989	801, 855
その他未払費用	141, 768	132, 487
流動負債合計	9, 290, 325	6, 614, 322
負債合計	9, 290, 325	6, 614, 322
純資産の部		
元本等		
元本	234, 795, 458	215, 687, 917
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	47, 451, 384	34, 423, 366
(分配準備積立金)	37, 461, 749	34, 613, 900
元本等合計	282, 246, 842	250, 111, 283
純資産合計	282, 246, 842	250, 111, 283
負債純資産合計	291, 537, 167	256, 725, 605

		(中四・11)
	第7期 (自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日)	第8期 (自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日)
営業収益		
受取配当金	8, 051, 340	7, 861, 360
受取利息	4, 669	7, 230
有価証券売買等損益	$\triangle 5,793,594$	$\triangle 11, 247, 399$
営業収益合計	2, 262, 415	△3, 378, 809
営業費用		
受託者報酬	37, 441	34, 998
委託者報酬	857, 989	801, 855
その他費用	141, 768	132, 487
営業費用合計	1, 037, 198	969, 340
営業利益又は営業損失 (△)	1, 225, 217	△4, 348, 149
― 経常利益又は経常損失(△)	1, 225, 217	△4, 348, 149
当期純利益又は当期純損失 (△)	1, 225, 217	△4, 348, 149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△425 , 941	△661, 795
期首剰余金又は期首欠損金(△)	51, 104, 314	47, 451, 384
剰余金増加額又は欠損金減少額	2, 819, 831	1, 036, 410
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2, 819, 831	1, 036, 410
剰余金減少額又は欠損金増加額	2, 254, 033	4, 985, 877
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2, 254, 033	4, 985, 877
分配金	5, 869, 886	5, 392, 197
期末剰余金又は期末欠損金(△)	47, 451, 384	34, 423, 366

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(<u> </u>		
		第8期
	項目	(自 2025年 1月16日
		至 2025年 7月15日)
1.	運用資産の評価基準及び評価方 法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
		(2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金 額を計上しております。
		(2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.	その他	当ファンドの計算期間は、2025年1月16日から2025年7月15日までとなっており ます。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

\	
第7期	第8期
(自 2024年 7月17日	(自 2025年 1月16日
至 2025年 1月15日)	至 2025年 7月15日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼす	同左
リスクがある項目を識別していないため、注記を省略して	
おります。	

(貸借対照表に関する注記)

	第7期			第8期	
	(2025年 1月15日現在)			(2025年 7月15日現在)	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	
		234, 795, 458 □			215, 687, 917 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	純資産の額 1. 2021円 12, 021円)		計算期間の末日における1単位当たりの 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	純資産の額 1. 1596円 11, 596円)

第7期	第8期
(自 2024年 7月17日	(自 2025年 1月16日
至 2025年 1月15日)	至 2025年 7月15日)

一円

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中か ら支弁している額 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中か ら支弁している額

一円

2. 分配金の計算過程

2024年7月17日から2025年1月15日まで

計算期末における分配対象金額55,832,172円(10,000口当たり2,377円)のうち、5,869,886円(10,000口当たり250円)を分配金額としております。

7 0	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A
	6,861,339円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В
有価証券売買等損益額	一円
収益調整金額	C
	12,500,537円
分配準備積立金額	D
	36, 470, 296円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
	55, 832, 172円
当ファンドの期末残存口数	F
	234, 795, 458 □
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F\times 10,000$
	2,377円
10,000口当たりの分配額	Н
	250円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$
	5,869,886円

2. 分配金の計算過程

2025年1月16日から2025年7月15日まで

計算期末における分配対象金額52,334,371円 (10,000口当たり2,426円) のうち、5,392,197円 (10,000口当たり250円) を分配金額としておりま

項目	
費用控除後の配当等収益額	A
	6, 406, 065円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В
有価証券売買等損益額	一円
収益調整金額	С
	12, 328, 274円
分配準備積立金額	D
	33,600,032円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
	52, 334, 371円
当ファンドの期末残存口数	F
	215, 687, 917 □
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F\times 10,000$
	2,426円
10,000口当たりの分配額	Н
	250円
収益分配金金額	$I=F\times H/10,000$
	5, 392, 197円
	ਹ, 592, 197 円

(金融商品に関する注記)

全融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項	
第7期 (自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日)	第8期 (自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日)
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定 する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを目的としております。	(1)金融商品に対する取組方針 同左
(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
(3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしておりま	(3)金融商品に係るリスク管理体制 同左
す。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採	(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

額が異なることもあります。

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価

第7期	第8期
(2025年 1月15日現在)	(2025年 7月15日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評	同左
価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり	
ません。	
(2) 時価の算定方法	(2) 時価の算定方法
① 投資信託受益証券、親投資信託受益証券	① 投資信託受益証券、親投資信託受益証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載	同左
しております。	
② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	同左
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期	第8期
(自 2024年 7月17日	(自 2025年 1月16日
至 2025年 1月15日)	至 2025年 7月15日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、	同左
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われてい	
ないため、該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第8期
(自 2025年 1月16日
至 2025年 7月15日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第7期		第8期	
(2025年 1月15日現在)		(2025年 7月15日現在)	
期首元本額	230, 707, 650円	期首元本額	234, 795, 458円
期中追加設定元本額	14, 322, 018円	期中追加設定元本額	5, 594, 736円
期中一部解約元本額	10, 234, 210円	期中一部解約元本額	24, 702, 277円

2. 壳買目的有価証券

(単位:円)

種類	第7期 (2025年 1月15日現在)	第8期 (2025年 7月15日現在)
1里块	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△5, 146, 643	$\triangle 9,775,647$
親投資信託受益証券	△105	△90
合計	△5, 146, 748	$\triangle 9,775,737$

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2025年 7月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 7月15日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証	日本円	AB SICAV I - サステナブル・インカム・ポート	22, 200. 937	246, 896, 620	
券		フォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジなし)			
	小計	銘柄数:1	22, 200. 937	246, 896, 620	
		組入時価比率:98.7%		100.0%	
	投資信託受益証	券計		246, 896, 620	
親投資信託受益	日本円	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデック	8, 367	9, 703	
証券		ス・マザーファンド			
	小計	銘柄数:1	8, 367	9, 703	
		組入時価比率:0.0%		0.0%	
	親投資信託受益	証券計		9, 703	
	合計			246, 906, 323	

⁽注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

「アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 債券ファンド(年 2 回決算型・為替へッジあり)」 および「アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 債券ファンド(年 2 回決算型・為替へッジなし)」は、「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替へッジあり)」、「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替へッジなし)」 および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」 受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当証券投資信託の受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当証券投資信託の受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当親投資信託の受益証券です。

(参考)

「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替へッジあり)」および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替へッジあり)」は、「ABSICAVI - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替へッジあり)」および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」、「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替へッジなし)」および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替へッジなし)」は、「ABSICAVI - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替へッジなし)」および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、各貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて各該当証券投資信託の受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当親投資信託の受益証券です。

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

1. 「AB SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ」の状況

「AB SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ」はルクセンブルグ籍の円建外国証券投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務書類を委託会社において抜粋・翻訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

(1) 資産·負債計算書(2024年5月31日現在)

	Sustainable Income Portfolio (USD)
資 産	
投資有価証券-時価	\$101, 658, 524
定期預金	542, 087
投資有価証券売却未収金	217, 566
保管銀行およびブローカーにおける現金	1, 000, 189
ファンド株式販売未収金	307, 316
未収配当金および未収利息	1, 151, 109
為替先渡契約未実現評価益	149, 041
金融先物契約未実現評価益	49, 545
創立費	13, 131
	105, 088, 508
負 債	
投資有価証券購入未払金	683, 829
為替先渡契約未実現評価損	35, 555
未払配当金	30, 477
金融先物契約未実現評価損	43, 687
未払費用およびその他債務	100, 940
	894, 488
純 資 産	\$104, 194, 020

(2) 損益計算書および純資産変動計算書(2023年6月1日~2024年5月31日)

Sustainable

<u>-</u>	Income Portfolio (USD)
投資収益	
利息	4, 822, 360
スワップ収益	4
-	4, 822, 364
費用	
管理報酬	21, 122
スワップ費用	19
管理会社報酬	10, 453
名義書換代行報酬	13, 232
税金	10, 982
専門家報酬	61, 249
保管報酬	37, 514
会計および管理事務代行報酬	35, 666
印刷費	3, 276
創立費	6, 950
その他 -	24, 596
# E - 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	225, 059
費用の払戻しまたは権利放棄	(51, 082)
費用純額	173, 977
純投資収益/(損失)	4, 648, 387
実現利益および(損失)	
投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物	
契約、オプションおよび通貨	(3, 372, 859)
未実現利益および(損失)の変動	
投資有価証券	5, 323, 717
金融先物契約	(189, 038)
為替先渡契約	(228,714)
外貨	1,905
運用実績	6, 183, 398
ファンド株式の取引	
増加/(減少)	(579, 133)
配当金	(126, 522)
純資産	(120, 022)
	00 716 077
期 首	98, 716, 277
為替換算調整	<u> </u>
期 末	\$104, 194, 020

(3) 投資明細表(2024年5月31日現在)

		Rate	Date		incipal 000)	Value (USD)	Net Asset %
TRANSFERABLE	SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT I	N ON AN	OTHER RE	GULAT	ED MARKI	ET	
GOVERNMENTS	- TREASURIES						
CANADA							
	Canadian Government Bond	2.25%	12/01/2029	CAD	929 \$	638,282	0.6%
UNITED STATES							
	U.S. Treasury Bonds		02/15/2044	USD	465	450,033	0.4
	U.S. Treasury Bonds		05/15/2030		1,014	1,101,765	1.1
	U.S. Treasury Bonds		11/15/2026		11,764	12,275,103	11.8
	U.S. Treasury Notes.		08/15/2032		3,773	3,317,556	3.2
	U.S. Treasury Notes.		05/15/2033 12/31/2028		197 520	180,806 502,613	0.2
	U.S. Treasury Notes. U.S. Treasury Notes.		06/30/2028		1,292	1.263.737	1.2
	U.S. Treasury Notes.		03/31/2029		470	461,285	0.4
	U.S. Treasury Notes.		11/15/2032		1,750	1,701,443	1.6
	U.S. Treasury Notes	4.25%	02/28/2029		310	306,125	0.3
	U.S. Treasury Notes.	4.38%	10/31/2024		227	226,014	0.2
	U.S. Treasury Notes.		11/30/2028		955	947,838	0.9
	U.S. Treasury Notes.		05/15/2034		523	517,280	0.5
	U.S. Treasury Notes		03/31/2026		262	259,994	0.2
	U.S. Treasury Notes.		11/15/2033		200	199,656	0.2
	U.S. Treasury Notes		06/30/2025 09/30/2028		1,100 1,452	1,093,813 1,454,269	1.1 1.4
	U.S. Treasury Notes. U.S. Treasury Notes.		04/30/2029		2,395	2,403,607	2.3
	U.S. Treasury Notes		11/30/2025		400	398,938	0.4
	U.S. Treasury Notes		05/31/2026		405	404,873	0.4
	U.S. Treasury Notes.		10/31/2028		1,550	1,568,164	1.5
	U.S. Treasury Notes		10/31/2025		444	443,514	0.4
						31,478,426	30.2
					100	32,116,708	30.8
CODDODATES - N	ION-INVESTMENT GRADE				Bo-		
	TOTALITY ESTIMENT GRADE						
NDUSTRIAL							
BASIC	G W GE	2.556	0.4/1.5/2020		0.50	002.040	0.0
	Constellium SE		04/15/2029	EUR	250 200	223,940	0.2
	Huhtamaki OyjOlympus Water US Holding Corp		06/09/2027 10/01/2028	LOK	175	216,631 177,404	0.2
	SCIL IV LLC/SCIL USA Holdings LLC.		11/01/2026	USD	457	439,279	0.4
	Sealed Air Corp.		07/15/2033		335	346,001	0.3
	Sealed Air Corp./Sealed Air Corp. US		02/01/2028		101	100,240	0.1
						1,503,495	1.4
CAPITAL GOODS							
	Ardagh Metal Packaging Finance USA LLC/						
	Ardagh Metal Packaging Finance PLC	2.00%	09/01/2028	EUR	100	95,213	0.1
	Ardagh Metal Packaging Finance USA LLC						
	Ardagh Metal Packaging Finance PLC		09/01/2028	USD	555	486,319	0.5
	Ball Corp.		08/15/2030	177 115	423	357,358	0.3
	Ctec II GmbH.		02/15/2030	EUR	235 100	235,767	0.2
	Derichebourg SA		07/15/2028 01/31/2027	USD	502	99,665 501,987	0.1
	Enviri Corp.		07/31/2027	COD	332	315,139	0.3
	Esab Corp.		04/15/2029		41	41,105	0.0
	GFL Environmental, Inc.		09/01/2028		113	102,705	0.1
	OTE Environmental, Inc.						
	Seche Environnement SACA.		11/15/2028	EUR	385	383,675	0.4
		2.25%		EUR USD	385 29	383,675 29,917	0.4
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp TK Elevator US Newco, Inc.	2.25% 7.25%	11/15/2028		29 400	29,917 385,631	0.0 0.4
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028		29 400 47	29,917 385,631 48,427	0.0 0.4 0.0
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026		29 400 47 52 0	29,917 385,631 48,427 512,214	0.0 0.4 0.0 0.5
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028		29 400 47	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026		29 400 47 52 0	29,917 385,631 48,427 512,214	0.0 0.4 0.0 0.5
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Sum mit Materials LLC/Sum mit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026 03/15/2032		29 400 47 520 68	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026 03/15/2032 01/15/2028		29 400 47 520 68 565	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5
COMMUNICATION	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 5.00% 4.25%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026 03/15/2032 01/15/2028 02/01/2031		29 400 47 520 68 — 565 122	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 5.00% 4.25% 4.25%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026 03/15/2032 01/15/2028 02/01/2031 01/15/2034		29 400 47 520 68 565 122 570	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.1 0.4
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 5.00% 4.25% 4.25% 6.63%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026 03/15/2032 01/15/2028 02/01/2031 01/15/2034 06/01/2027	USD	29 400 47 520 68 565 122 570 400	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.1 0.4 0.4
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc. Virgin Media Finance PLC	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 5.00% 4.25% 4.25% 6.63% 3.75%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2028 02/15/2032 01/15/2038 02/01/2031 01/15/2034 06/01/2027 07/15/2030	USD	29 400 47 520 68 565 122 570 400 270	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592 250,484	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.1 0.4 0.4 0.2
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc. Virgin Media Finance PLC Virgin Media Vendor Financing Notes IV DAC	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 4.25% 4.25% 4.25% 5.00%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2028 02/15/2032 01/15/2028 02/01/2031 01/15/2034 06/01/2027 07/15/2030 07/15/2038	USD	29 400 47 520 68 565 122 570 400	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592 250,484 179,845	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.1 0.4 0.4
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc. Virgin Media Finance PLC	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 4.25% 4.25% 6.63% 3.75% 5.00% 5.13%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2028 02/15/2032 01/15/2038 02/01/2031 01/15/2034 06/01/2027 07/15/2030	USD	29 400 47 520 68 — 565 122 570 400 270 200	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592 250,484	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.1 0.4 0.4 0.2 0.2
COMMUNICATIO	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc. Virgin Media Finance PLC Virgin Media Vendor Financing Notes IV DAC Ziggo Bond Co. BV.	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 4.25% 4.25% 6.63% 3.75% 5.00% 5.13%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026 03/15/2032 01/15/2028 02/01/2031 01/15/2034 06/01/2027 07/15/2030 07/15/2038	USD	29 400 47 520 68 565 122 570 400 270 200 450	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592 250,484 179,845 383,945 178,194	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.4 0.4 0.2 0.2 0.4 0.2
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc. Virgin Media Finance PLC Virgin Media Finance PLC Ziggo Bond Co. BV. Ziggo BV	2.25% 7.25% 5.25% 7.75% 5.50% 6.63% 4.25% 4.25% 6.63% 3.75% 5.00% 5.13%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2026 03/15/2032 01/15/2028 02/01/2031 01/15/2034 06/01/2027 07/15/2030 07/15/2038	USD	29 400 47 520 68 565 122 570 400 270 200 450	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592 250,484 179,845 383,945	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.1 0.4 0.4 0.2 0.2
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc. Virgin Media Finance PLC Virgin Media Vendor Financing Notes IV DAC Ziggo Bond Co. BV. Ziggo BOW. NS - TELECOMMUNICATIONS	2.25% 7.25% 5.25% 5.775% 5.50% 6.63% 4.25% 6.63% 3.75% 5.00% 5.13% 4.88%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2028 02/15/2032 01/15/2032 01/15/2031 01/15/2034 06/01/2027 07/15/2030 07/15/2030 01/15/2030	USD	29 400 47 520 68 565 122 570 400 270 200 450 200	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592 250,484 179,845 383,945 178,194 2,343,153	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.4 0.4 0.2 0.2 0.4 0.2
	Seche Environnement SACA. Summit Materials LLC/Summit Materials Finance Corp. TK Elevator US Newco, Inc. Trinity Industries, Inc. Waste Pro USA, Inc. WESCO Distribution, Inc. NS - MEDIA Altice Financing SA. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corp. Univision Communications, Inc. Virgin Media Finance PLC Virgin Media Finance PLC Ziggo Bond Co. BV. Ziggo BV	2.25% 7.25% 5.25% 5.775% 5.50% 6.63% 4.25% 6.63% 3.75% 5.00% 5.13% 4.88%	11/15/2028 01/15/2031 07/15/2027 07/15/2028 02/15/2028 02/01/2031 01/15/2038 02/01/2031 01/15/2034 06/01/2027 07/15/2030 07/15/2030 07/15/2030	USD	29 400 47 520 68 565 122 570 400 270 200 450	29,917 385,631 48,427 512,214 68,500 3,663,622 439,635 98,334 426,124 386,592 250,484 179,845 383,945 178,194	0.0 0.4 0.0 0.5 0.1 3.5 0.4 0.4 0.4 0.2 0.2 0.4 0.2

		Rate	Date		ncipal 00)	Value (USD)	Net Assets %
*	Telefonica Europe BV(a).	2.50%	02/05/2027	EUR	200 \$	203,967	0.2%
	United Group BV		11/15/2027	TION	490	516,785	0.5
	Vmed O2 UK Financing I PLC	4.75%	07/15/2031	USD	525	435,689	0.4
					-	1,723,934	1.7_
CONSUMER CYCI	ICAL - AUTOMOTIVE	10.000	02/21/2020		200	102 106	0.2
	Aston Martin Capital Holdings Ltd. Clarios Global LP/Clarios US Finance Co.		03/31/2029 05/15/2026	EUR	380	193,126 404,968	0.2
	Dana, Inc.		09/01/2030	USD	475	413,615	0.4
	Forvia SE		06/15/2029	EUR	220	217,815	0.2
	Goodyear Tire & Rubber Co. (The)	5.25%	07/15/2031	USD	101	91,330	0.1
	IHO Verwaltungs GmbH(b)		05/15/2029		200	196,311	0.2
	IHO Verwaltungs Gm bH(b)	8.75%		EUR	181	211,062	0.2
	Volvo Car AB, Series E		10/07/2027 05/03/2028		201 500	207,135	0.2
	ZF Finance GmbH, Series E ZF North America Capital, Inc.		04/23/2030	USD	205	497,543 207,526	0.5
	ZF North America Capital, Inc.		04/23/2032	COD	205	209,737	0.2
	23 110/04 110/04	0.00%				2,850,168	2.8
CONSUMER CYCI	ICAI OTHER				10	2,050,100	
CONSOIVILACTCI	Builders FirstSource, Inc.	638%	03/01/2034		138	135,300	0.1
	Miller Homes Group Finco PLC(c).		05/15/2028	EUR	172	186,706	0.2
	Shea Homes LP/Shea Homes Funding Corp		02/15/2028	USD	108	101,962	0.1
	Standard Industries, Inc./NJ		01/15/2028		472	448,933	0.4
						872,901	0.8
CONSUMER NON-	CYCLICAL				_		-
	AdaptHealth LLC	5.13%	03/01/2030		268	233,884	0.2
	Avantor Funding, Inc.		07/15/2028	EUR	195	206,214	0.2
	CAB SELAS		02/01/2028		799	780,896	0.8
	Cerba Healthcare SACA		05/31/2028		135	123,886	0.1
	Cheplapharm Arzneimittel GmbHCHS/Community Health Systems, Inc		02/11/2027 03/15/2026	USD	470 201	493,560 201,000	0.5
	DaVita, Inc.		02/15/2020	USD	244	204,763	0.2
	DaVita, Inc.		06/01/2030		293	262,536	0.3
	Elanco Animal Health, Inc.		08/28/2028		410	413,760	0.4
	Emergent BioSolutions, Inc.		08/15/2028		95	56,749	0.1
	Grifols SA		10/15/2028	EUR	575	522,519	0.5
	Gruenenthal GmbH		05/15/2028	TIOD	245	259,595	0.2
	Legacy LifePoint Health LLC		02/15/2027	USD	674	636,584	0.6
	ModivCare Escrow Issuer, Inc. Organon & Co./Organon Foreign Debt Co-Issuer BV.		10/01/2029 04/30/2031		271 620	192,500 547,633	0.2
	Perrigo Finance Unlimited Co.		06/15/2030		396	364,160	0.3
	Post Holdings, Inc.		02/15/2032		139	138,343	0.1
	Primo Water Holdings, Inc.	4.38%	04/30/2029		388	356,738	0.3
	Sotera Health Holdings LLC		06/01/2031		104	103,242	0.1
	US Foods, Inc.	4.75%	02/15/2029		109	102,357	0.1
					-	6,200,919	6.0
OTHER INDUSTRI		4.000	01/15/0000		420	407.071	0.4
	American Builders & Contractors Supply Co., Inc		01/15/2028 10/30/2028	EUR	438 287	407,971 313,074	0.4
	Nexans SA		04/05/2028	LOR	100	113.309	0.1
	Rexel SA		06/15/2028		410	409,531	0.4
	SIG PLC.		11/30/2026		330	326,659	0.3
	SPIE SA	2.63%	06/18/2026		200	211,435	0.2
					-	1,781,979	1.7_
SERVICES							
	ADT Security Corp. (The)		08/01/2029	USD	466	423,364	0.4
	APX Group, Inc.	5.75%			232	220,388	0.2
	APX Group, Inc. Prime Security Services Borrower LLC/Prime Finance, Inc.	6.75% 3.38%	02/15/2027 08/31/2027		350 179	348,401 164,304	0.3
	Prime Security Services Borrower LLC/Prime Finance, Inc		01/15/2028		370	362,958	0.2
	Techem Verwaltungsgesellschaft 674 mbH.		07/30/2026	EUR	111	120,130	0.1
	Verisure Holding AB		07/15/2026		211	226,370	0.2
	ZipRecruiter, Inc.		01/15/2030	USD	487	422,363	0.4
						2,288,278	2.1
					100		- 20
TECHNOLOGY							
TECHNOLOGY	NCR Voyix Corp		04/15/2029		361	335,505	0.3
TECHNOLOGY	Presidio Holdings, Inc.	4.88%	02/01/2027		210	209,955	0.2
TECHNOLOGY	Presidio Holdings, Inc Seagate HDD Cayman	4.88% 4.09%	02/01/2027 06/01/2029		210 286	209,955 261,619	0.2 0.3
TECHNOLOGY	Presidio Holdings, Inc. Seagate HDD Cayman Seagate HDD Cayman	4.88% 4.09% 5.75%	02/01/2027 06/01/2029 12/01/2034	OT IT	210 286 113	209,955 261,619 107,120	0.2 0.3 0.1
TECHNOLOGY	Presidio Holdings, Inc. Seagate HDD Cayman Seagate HDD Cayman TeamSystem SpA	4.88% 4.09% 5.75% 3.50%	02/01/2027 06/01/2029 12/01/2034 02/15/2028	EUR USD	210 286 113 200	209,955 261,619 107,120 206,043	0.2 0.3 0.1 0.2
TECHNOLOGY	Presidio Holdings, Inc. Seagate HDD Cayman Seagate HDD Cayman	4.88% 4.09% 5.75% 3.50%	02/01/2027 06/01/2029 12/01/2034	EUR USD	210 286 113	209,955 261,619 107,120	0.2 0.3 0.1

		Rate Date			ncipal 000)	Value (USD)	Net Asset %
TRANSPORTATI		parameter.		100000000	paraco arm		part of the same
	Albion Financing 1 SARL/Aggreko Holdings, Inc. BCP V Modular Services Finance II PLC.		10/15/2026 11/30/2028	USD EUR	400 \$ 385	392,990 387,959	0.4% 0.4
	Loxam SAS		02/15/2027	LOR	240	259,496	0.4
						1,040,445	1.0
					_	25,458,592	24.5
FINANCIAL INS	STITUTIONS						
BANKING	Abanca Corp. Bancaria SA(a)	6.00%	01/20/2026		200	212.875	0.2
	AIB Group PLC(a).		06/23/2025		300	325,568	0.3
	Banco de Sabadell SA(a).		05/19/2027		200	204,029	0.2
	Bankinter SA(a)		01/17/2026 03/15/2029	USD	200 121	217,007 126,776	0.2
	Intesa Sanpaolo SpA(a)		09/17/2025	COD	490	489,157	0.5
	Company of Lance of London's strains source and Strains Strains Source and Strains				111000 1	1,575,412	1.5
FINANCE					_		
DETT.	Encore Capital Group, Inc.	8.50%	05/15/2030		200 _	200,249	0.2
REITs	Aedas Homes Opco SL	4.00%	08/15/2026	EUR	207	220,400	0.2
	Iron Mountain, Inc.		02/15/2031	USD	117	104,240	0.1
	Via Celere Desarrollos Inmobiliarios SA	5.25%	04/01/2026	EUR	335 _	358,685	0.3
					-	683,325	0.6
UTILITY					R ⁰	2,458,986	
ELECTRIC							
	EDP - Energias de Portugal SA, Series NC8	1.88%	03/14/2082		500 _	467,222	0.4
CODDOD ATER	TATURGEN FINE OF A DE				-	28,384,800	27.2
INDUSTRIAL	- INVESTMENT GRADE						
CAPITAL GOOD	S						
CAITTAL GOOD	Regal Rexnord Corp	6.30%	02/15/2030	USD	67	68,555	0.1
COMMUNICATI							
	DIRECTV Financing LLC	8.88%	02/01/2030		120 _	115,600	0.1
COMMUNICATI	ONS - TELECOMMUNICATIONS AT&T, Inc.	4 5007	05/15/2035		143	130,782	0.1
CONSTIMER CV	CLICAL - AUTOMOTIVE	4.30 /0	03/13/2033		143 —	150,762	
COMBONIZACO	Ford Motor Co	3.25%	02/12/2032		493	405,363	0.4
	Ford Motor Credit Co. LLC.		03/05/2031		200	199,166	0.2
	General Motors Co. General Motors Co.		10/15/2032 04/01/2046		343 234	341,263 245,578	0.3
	Harley-Davidson Financial Services, Inc.		03/10/2028		401	410,955	0.2
	Lear Corp		05/15/2049		510	456,841	0.4
					1	2,059,166	1.9
CONSUMER CY	CLICAL - OTHER	C 290	05/15/0022		77	90 507	0.1
	PulteGroup, Inc. PulteGroup, Inc.		05/15/2033 06/15/2032		77 380	80,587 434,047	0.1 0.4
	F)	2015/70/70/00			5.588 1	514,634	0.5
CONSUMER NO	N-CYCLICAL				-		
	Charles River Laboratories International, Inc.		05/01/2028		372	349,035	0.3
	Cigna Group (The). CVS Health Corp.	5.55%	05/15/2031 06/01/2031		63 381	62,316 380,038	0.1 0.4
	IQVIA, Inc.		02/01/2029		121	124,060	0.1
	Jazz Securities DAC	4.38%	01/15/2029		200 _	183,923	0.2
					10	1,099,372	1.1
SERVICES	Boost Newco Borrower LLC.	7.50%	01/15/2031		297	307,773	0.3
	Global Payments, Inc.		08/15/2029		215 _	191,982	0.2
						499,755	0.5
TECHNOLOGY	CDW LLC/CDW Finance Core	2 670	12/01/2026		520	402 449	0.5
	CDW LLC/CDW Finance Corp. Entegris, Inc.	4.75%	12/01/2026 04/15/2029		528 310	492,448 294,248	0.5 0.3
	Fisery, Inc.		03/15/2031		210	209,157	0.2
	Jabil, Inc.		02/01/2029		39	38,806	0.0
	Micron Technology, Inc.		04/15/2032		600 95	494,728	0.5
	MSCI, Inc. NXP BV/NXP Funding LLC/NXP USA, Inc.		09/01/2030 01/15/2033		394	84,349 381,585	0.1 0.4
	Skyworks Solutions, Inc.	3.00%	06/01/2031		300	250,737	0.2
	Western Digital Corp.	2.85%	02/01/2029		525	452,852	0.4
						2,698,910	2.6
					-	7,186,774	6.9

			Date	Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
FINANCIAL INS	TITUTIONS						
BANKING	ABN AMRO Bank NV(a)	4.75%	09/22/2027	EUR	600 \$	612,818	0.6%
	ABN AMRO Bank NV		04/18/2026	USD	400	392,016	0.4
	Ally Financial, Inc.		01/03/2030		136	139,577	0.1
	Ally Financial, Inc.		06/13/2029		236	244,006	0.2
	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	7.88%	11/15/2034		200	219,852	0.2
	Banco Santander SA	4.18% 5.55%			200 200	192,020 198,974	0.2
	Banco Santander SA(a)	9.63%	05/21/2033		200	219,361	0.2
	Bank of America Corp., Series X(a)	6.25%			466	465,431	0.4
	Bank of Ireland Group PLC		03/20/2030		315	311,672	0.3
	Bank of Ireland Group PLC.		09/16/2026		200	200,851	0.2
	Barclays PLC.	5.67%			204	203,894	0.2
	BNP Paribas SA(a).		02/25/2031		479	393,907	0.4
	BPCE SA CaixaBank SA(a)	5.88%	07/21/2024 10/09/2027	EUR	495 400	494,077 427,495	0.5 0.4
	CaixaBank SA(a).	6.84%	09/13/2034	USD	200	211,760	0.4
	Capital One Financial Corp.	5.47%	02/01/2029	COD	95	94,224	0.1
	Capital One Financial Corp.	5.70%	02/01/2030		37	36,963	0.0
	Capital One Financial Corp.	6.38%	06/08/2034		183	187,468	0.2
	Capital One Financial Corp.	7.62%	10/30/2031		93	101,696	0.1
	Citigroup, Inc.	2.56%	05/01/2032		124	103,103	0.1
	Citigroup, Inc.	5.83%			225	222,051	0.2
	Citigroup, Inc., Series CC(a)	4.15%	08/15/2029 11/15/2026		83 109	82,942 101,317	0.1
	Citigroup, Inc., Series Y(a)	4.63%	12/29/2025	EUR	600	639,213	0.1
	Credit Agricole SA.		10/03/2029	USD	295	303,807	0.3
	Credit Agricole SA(a)		06/23/2026	GBP	100	127,159	0.1
	Deutsche Bank AG, Series E.		05/19/2031	EUR	200	219,386	0.2
	Deutsche Bank AG/New York NY	6.12%		USD	192	192,234	0.2
	Deutsche Bank AG/New York NY		07/13/2027		150	153,734	0.1
	Discover Financial Services.		11/02/2034		105	118,079	0.1
	DNB Bank ASA(a)	4.88% 5.73%	11/12/2024 04/25/2030		475 114	470,609	0.4
	Goldman Sachs Group, Inc. (The)	6.16%			488	115,526 498,144	0.1
	ING Groep NV(a)		05/16/2029		415	359,117	0.3
	KBC Group NV		01/19/2029		245	245,952	0.2
	Lloyds Banking Group PLC(a)				296	294,578	0.3
	Mizuho Financial Group, Inc.	5.38%	05/26/2030		265	263,771	0.2
	Morgan Stanley	5.42%	07/21/2034		50	49,488	0.0
	Morgan Stanley	5.66%	04/18/2030		204	206,675	0.2
	Nationwide Building Society.	4.30%	03/08/2029	CDD	200	190,331	0.2
	Nationwide Building Society(a) NatWest Group PLC	5.75% 7.47%	06/20/2027 11/10/2026	GBP USD	265 277	318,166 283,646	0.3
	NatWest Group PLC(a)	8.13%	11/10/2020	USD	200	202,634	0.3
	Nordea Bank Abp(a)		03/26/2026		338	333,814	0.3
	Santander Holdings USA, Inc.		01/09/2030		144	144,973	0.1
	Santander Holdings USA, Inc.	6.50%	03/09/2029		78	79,514	0.1
	Santander Holdings USA, Inc.	6.57%	06/12/2029		58	59,307	0.1
	Santander UK Group Holdings PLC	6.83%	11/21/2026		234	237,339	0.2
	Skandinaviska Enskilda Banken AB(a)		05/13/2025		400	391,096	0.4
	Societe Generale SA Standard Chartered PLC	6.45%	01/12/2027 03/30/2026		384 200	386,793 196,776	0.4
	Standard Chartered PLC Standard Chartered PLC		07/06/2027		302	304,355	0.2
	Svenska Handelsbanken AB(a)		03/01/2031		600	511,018	0.5
	UBS Group AG	2.75%		GBP	148	182,598	0.2
	UBS Group AG(a)		02/12/2027	USD	325	297,479	0.3
	UBS Group AG	6.37%	07/15/2026		250	251,222	0.2
	US Bancorp	5.38%	01/23/2030		76	75,775 14,561,783	13.8
BROKERAGE		ranarinas					70000000
NSURANCE	Nomura Holdings, Inc.	5.71%	01/09/2026		386	385,845	0.4
1DOTCH TCD	Aegon Ltd.	5.50%	04/11/2048		670	646,161	0.6
	Argentum Netherlands BV for Swiss Re Ltd.		08/15/2050		295	291,701	0.3
	Athene Global Funding	2.55%			119	99,054	0.1
	Athene Global Funding	2.72%	01/07/2029		88	77,705	0.1
	Athene Global Funding		01/09/2029		216	215,728	0.2
	Centene Corp.		03/01/2031		594	484,490	0.5
	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co., Ltd., Series E	5.63%			485	480,359	0.5
	Humana, Inc.	5.38%			114	112,906	0.1
	Swiss Re Finance Luxembourg SA		04/02/2049	ELE	200	192,628	0.2
	Unipol Gruppo SpA, Series E	3.43%	09/23/2030	EUR	415	2 043 041	0.4
						3,043,941	3.0

	j		Date	Principal (000)		Value (USD)	Net Asset %
REITs	American Tower Corp	5.20%	06/15/2030 02/15/2029 06/01/2029	USD	77 \$ 89 182	64,004 88,353 183,154	0.1% 0.1 0.2
					_	335,511 18,327,080	$\frac{0.4}{17.6}$
UTILITY					-	10,521,000	17.0
ELECTRIC	Brookfield Renewable Partners ULC.		01/15/2029	CAD	85	60,881	0.1
	Electricite de France SA(a)		03/15/2033 09/15/2037	USD	200 100	220,239 106,450	0.2
	Enel SpA, Series E.	5.75%	06/22/2037	GBP	75	96,097	0.1
OTHER UTILITY					100	483,667	
	Anglian Water Osprey Financing PLC, Series E. Anglian Water Osprey Financing PLC, Series E.		07/31/2028 03/08/2026		465 100	474,826 120,601	0.4 0.1
	Alighan water Ospies Financing PDC, Series B.	4.00%	03/08/2020		100	595,427	0.1
					_	1,079,094	1.0
EMEDICING MA	DIZETO HADD CURDENCY				-	26,592,948	25.5
INDUSTRIAL	RKETS - HARD CURRENCY						
BASIC		1200	0.1.100.100.00.0	TYAT	50.5		0.0
	Celulosa Arauco y Constitucion SA. Inversiones CMPC SA.		01/29/2030 02/26/2034	USD	685 200	630,414 200,974	0.6 0.2
	Klabin Austria GmbH		01/12/2031		560	469,525	0.5
CADITAL COODS						1,300,913	1.3
CAPITAL GOODS	IHS Holding Ltd	6.25%	11/29/2028		215	192,084	0.2
COMMUNICATIO	DNS - MEDIA Prosus NV	2.060	07/12/2021		384	210 971	0.2
	Telecomunicaciones Digitales SA		07/13/2031 01/30/2030		450	310,871 394,875	0.3
					-	705,746	0.7
COMMUNICATIO	DNS - TELECOMMUNICATIONS Empresa Nacional de Telecomunicaciones SA	3.05%	09/14/2032		560	446,950	0.4
	Millicom International Cellular SA		04/27/2031 01/15/2025		320 310	273,640	0.3
	Network i2i Ltd.(a)	3.03 %	01/13/2023		510	307,287 1,027,877	1.0
CONSUMER CYC	CLICAL - AUTOMOTIVE						
	Iochpe-Maxion Austria GmbH/Maxion Wheels de Mexico S de RL de CV	5.00%	05/07/2028		200	179,812	0.2
CONSUMER CYC	CLICAL - RETAILERS	2 750	10/20/0007		200	101.050	0.0
CONSUMER NO	Falabella SA V-CYCLICAL	3./3%	10/30/2027		²⁰⁰ —	181,250	0.2
	Rede D'or Finance SARL	4.95%	01/17/2028		510	483,863	0.5
ENERGY	Azure Power Energy Ltd.	3.58%	08/19/2026		196	175,019	0.2
	Greenko Wind Projects Mauritius Ltd.	5.50%	04/06/2025		310	304,769	0.3
	ReNew Pvt. Ltd UEP Penonome II SA.		03/05/2027 10/01/2038		200 185	192,606 154,072	0.2
	CLA 1 GHOHOHO II 521	0.50 %	10/01/2050		105	826,466	0.8
OTHER INDUSTR	RIAL Alfa Desarrollo SpA	4.55%	09/27/2051		338	251,174	0.2
SERVICES	*	2 62 61	001001000			****	
	Bidvest Group UK PLC (The).	3.63%	09/23/2026		545	504,125 5,653,310	5.6
FINANCIAL INS	TITUTIONS				·		-
BANKING	Absa Group Ltd.(a)	638%	05/27/2026		320	308,000	0.3
	Itau Unibanco Holding SA/Cayman Island		04/15/2031		425	405,450	0.4
D-77					100	713,450	0.7
REITs	Trust Fibra Uno	5.25%	01/30/2026		232	225,620	0.2
					conti i	939,070	0.9
UTILITY							
ELECTRIC	Clean Renewable Power Mauritius Pte Ltd.	4.25%	03/25/2027		357	329,390	0.3
	Diamond II Ltd.		07/28/2026		200	201,855	0.2
		7.95%					5

		Rate	Date	Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %	
*	India Clean Energy Holdings.		04/18/2027	USD 200 \$	180,625	0.2%	
	Investment Energy Resourced Ltd. Investment Energy Resourced Ltd.		04/26/2029 04/26/2029	200 210	192,938 202,584	0.2	
	ReNew Wind Energy AP2/ReNew Power Pvt. Ltd.		07/14/2028	270	243,169	0.2	
	Star Energy Geothermal Wayang Windu Ltd	6.75%	04/24/2033	435 _	432,664		
OTHER UTILITY				_	1,985,696		
	Aegea Finance SARL	9.00%	01/20/2031	200 _	207,211 2,192,907	$\frac{0.2}{2.1}$	
SOVEREIGN BO	NDS			-	2,172,70)		
CHILE	Chile Electricity Lux MPC SARL	6.01%	01/20/2033	200	200,570	0.2	
COLOMBIA				_			
DOMINICAN REP	Colombia Government International Bond	3.25%	04/22/2032	200 _	152,100	0.1	
	Dominican Republic International Bond	4.50%	01/30/2030	150	135,900	0.1	
SOUTH AFRICA	Republic of South Africa Government International Bond	5.75%	09/30/2049	200 _	143,750	0.1	
					632,320	0.5	
				_	9,417,607	9.1	
COMMERCIAL M	MORTGAGE-BACKED SECURITIES						
NON-AGENCY FI	XED RATE CMBS 225 Liberty Street Trust, Series 2016-225L, Class E	4.65%	02/10/2036	200	153,103	0.2	
	Series 2015-GC27, Class C		02/10/2048	323	308,387	0.3	
	Series 2016-GC36, Class B		02/10/2049	640	548,396	0.5	
	Class A5	3.46%	11/15/2050	20	18,298	0.0	
	Series 2015-GC28, Class B Series 2015-GC32, Class B		02/10/2048 07/10/2048	284 400	277,232 382,925	0.3 0.4	
	Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust, Series 2013-C9, Class B	371%	05/15/2046	390	356,136	0.3	
	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust,						
	Series 2015-LC20, Class C	4.06%	04/15/2050	469 _	443,299 2,487,776	<u>0.4</u> 2.4	
COLLATERALIZ	ED MORTGAGE OBLIGATIONS			_			
RISK SHARE FLC							
	Connecticut Avenue Securities Trust Series 2019-R04, Class 2B1(c)	10 69%	06/25/2039	365	389,886	0.4	
	Series 2020-R02, Class 2B1(c)		01/25/2040	500	515,315	0.5	
	Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue Securities	T (10)	00/05/0020	00	04.020	0.1	
	Series 2018-C02, Class 2M2(c). Series 2018-C06, Class 2M2(c).		08/25/2030 03/25/2031	82 118	84,238 119,958	0.1	
	2.20				1,109,397	1.1	
QUASI-SOVEREI				_	* * *	t 1 1 - 1 81	
QUASI-SOVEREI CHILE	GN BONDS						
CHILE	Empresa de Transporte de Pasajeros Metro SA	4.70%	05/07/2050	665 _	535,533	0.5	
HUNGARY	Magyar Export-Import Bank Zrt	6.13%	12/04/2027	200	201,064	0.2	
				_	736,597	0.7	
OTHED TO ANGE	ERABLE SECURITIES			-	100,845,833	96.8	
	RKETS - HARD CURRENCY						
INDUSTRIAL							
COMMUNICATIO	NS - TELECOMMUNICATIONS C&W Senior Finance Ltd	6.88%	09/15/2027	445	424,466	0.4	
CORPORATES - 1	NON-INVESTMENT GRADE	0.00%	07/15/2027		12 1, 100		
NDUSTRIAL							
CAPITAL GOODS	BEDOCO Distribution In-	(200	02 (15/2020	Č7	67.206	0.1	
COMMUNICATIO	WESCO Distribution, Inc	0.36%	03/15/2029	67 _	67,326		
	Virgin Media Finance PLC	5.00%	07/15/2030	200 _	166,159	0.2	
CONSUMER CYC	LICAL - AUTOMOTIVE ZF North America Capital, Inc	7.13%	04/14/2030	150 _	154,740	0.1_	
					388,225	0.4	
				-	300,223		

		Rate	Date	Value (USD)	Net Assets
Total Investments				X/	
	(cost \$107,552,037)			\$ 101,658,524	97.6%
Time Deposits					
	HSBC, Paris(d)	2.87 %	9-7	376,583	0.3
	Scotiabank, Toronto(d)	3.79 %	8 -3 8	2	0.0
	SEB, Stockholm(d)	4.16 %	-	10	0.0
	SMBC, London(d)	4.68 %	3-3	165,492	0.2
Total Time Deposi	ts on 1935, 1937, 1937, 1931, 1931, 1932, 1933, 1933, 1933, 1934, 1935, 1935, 1935, 1935, 1935, 1935, 1935, 193			542,087	0.5
Other assets less li	abilities			1,993,409	1.9
Net Assets				\$ 104,194,020	100.0%

FUTURES

Description	Expiration Date	Number of Contracts	0	riginal Value	P	Market Value	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Long							
Euro-BOBL Futures	09/06/2024	18	\$	2,251,913	\$	2,253,671	\$ 1,758
Long Gilt Futures	09/26/2024	11		1,344,767		1,350,093	5,326
U.S. Long Bond (CBT) Futures	09/19/2024	45		5,191,937		5,222,813	30,875
U.S. T-Note 2 Yr (CBT) Futures		82		16,701,102		16,703,656	2,555
U.S. T-Note 5 Yr (CBT) Futures		149		15,768,391		15,763,734	(4,656)
U.S. T-Note 10 Yr (CBT) Futures		167		18,205,578		18,169,078	(36,500)
Short							
U.S. 10 Yr Ultra Futures.	09/19/2024	41		4,602,313		4,593,281	9,031
U.S. Ultra Bond (CBT) Futures		16		1,956,469		1,959,000	(2,531)
							\$ 5,858
					A	ppreciation	\$ 49,545
					D	enreciation	\$ (43.687)

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty		itracts to Deliver (000)	In Exchange For (000)		Settlement Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)	
Bank of America NA	EUR	12,963	USD	14,199	06/12/2024	\$ 128,598	
Barclays Bank PLC	GBP	945	USD	1,175	06/20/2024	(29,215)	
Brown Brothers Harriman & Co.+	GBP	2	USD	3	06/03/2024	1	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	GBP	0*	USD	0*	06/03/2024	(0)stor:	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	3	GBP	2	06/03/2024	49	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	8	AUD	11	06/17/2024	(8)	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	9	CNH	62	06/17/2024	(63)	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	23	EUR	21	06/17/2024	(41)	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	11	GBP	8	06/17/2024	71	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	17	SGD	23	06/18/2024	(53)	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	CHF	2	USD	2	06/24/2024	(24)	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	JPY	3,184	USD	21	06/24/2024	109	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	436	CHF	398	06/24/2024	5,261	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	3	GBP	2	06/24/2024	1	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	775	JPY	120,880	06/24/2024	(4,238)	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	0*	GBP	0*	06/28/2024	0**	
Brown Brothers Harriman & Co.+.	USD	3	GBP	2	06/28/2024	(1)	
Citibank NA.	EUR	202	USD	217	06/12/2024	(1,519)	
Citibank NA.	USD	572	EUR	532	06/12/2024	5,712	
Citibank NA.	USD	152	EUR	140	06/12/2024	(393)	
Citibank NA.	CAD	978	USD	727	06/13/2024	9,239	
						\$ 113,486	
				А	ppreciation	\$ 149,041	
					epreciation	\$ (35,555)	

- + Used for portfolio or share class hedging purposes.
- * Contract amount less than 500.
- ** Amount less than 0.50.
- (a) Securities are perpetual and, thus, do not have a predetermined maturity date. The date shown, if applicable, reflects the next call date.
- (b) Pay-In-Kind Payments (PIK).
- (c) Floating Rate Security. Stated interest rate was in effect at May 31, 2024.
- (d) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD – Australian Dollar
CAD – Canadian Dollar
CHF – Swiss Franc
CNH – Chinese Yuan Renminbi (Offshore)
EUR – Euro
GBP – Great British Pound
JPY – Japanese Yen
SGD – Singapore Dollar
USD – United States Dollar

Glossary:

BOBL – Bundesobligation
CBT – Chicago Board of Trade
CMBS – Commercial Mortgage-Backed Securities
EURIBOR – Euro Interbank Offered Rate
REIT – Real Estate Investment Trust
SOFR – Secured Overnight Financing Rate

2. 「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	(2025年 7月15日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	74, 213
コール・ローン	22, 472, 031, 929
国債証券	87, 535, 351, 598
未収利息	215, 485
差入委託証拠金	1, 558, 224, 637
流動資産合計	111, 565, 897, 862
資産合計	111, 565, 897, 862
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	493, 443, 675
未払解約金	40, 138, 425
流動負債合計	533, 582, 100
負債合計	533, 582, 100
純資産の部	
元本等	
元本	95, 741, 717, 141
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15, 290, 598, 621
元本等合計	111, 032, 315, 762
純資産合計	111, 032, 315, 762
負債純資産合計	111, 565, 897, 862

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	22 COLETINIZATE IN 9 C 211 P.	,
	項目	(自 2025年 1月16日
	切口 カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	至 2025年 7月15日)
1.	運用資産の評価基準及び評価方 法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
		(2) 先物取引 取引所が発表する計算日の清算値段等で評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
		(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(自 2025年 1月16日
至 2025年 7月15日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略してお
ります。

(その他の注記)

	(2025年 7月15日現在)	
1.	元本の移動 期首 期首元本額 2025年1月16日より2025年7月15日までの期中追加設定元本額 2025年1月16日より2025年7月15日までの期中一部解約元本額 期末元本額 期末元本額の内訳* 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(20/80)	2025年 1月16日 101, 097, 421, 750円 1, 844, 941, 234円 7, 200, 645, 843円 95, 741, 717, 141円 49, 357, 667, 029円
	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (20/80) -2 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (20/80) -3	18, 048, 800, 917円 27, 920, 023, 228円
	アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド(資産成長型) アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド(予想分配金提示型) アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり) アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし) アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり) アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)	296, 016, 477円 119, 176, 022円 8, 367円 8, 367円 8, 367円 8, 367円
2.	2025年7月15日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1. 1597円 (11, 597円)

(注1) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2025年 7月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年 7月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第1244回国庫短期証券	29, 100, 000, 000	29, 097, 962, 999	
		第1285回国庫短期証券	29, 600, 000, 000	29, 591, 001, 600	
		第1313回国庫短期証券	29, 000, 000, 000	28, 846, 386, 999	
	小計	銘柄数:3	87, 700, 000, 000	87, 535, 351, 598	
		組入時価比率:78.8%		100.0%	
	合計			87, 535, 351, 598	

⁽注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2025年 7月15日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
	·	J 401 4 101 4	うち1年超	* 11	F1 11-45/1111
市場取引	債券先物取引				
	買建	111, 519, 043, 675	_	111, 025, 600, 000	$\triangle 493, 443, 675$
	合計	111, 519, 043, 675		111, 025, 600, 000	$\triangle 493, 443, 675$

(注1)時価の算定方法

先物取引

先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価 しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)

2025年 7月31日現在

I	資産総額	54, 820, 430円
Π	負債総額	17, 525円
Ш	純資産総額 (I – II)	54, 802, 905円
IV	発行済口数	65, 881, 371 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.8318円

アライアンス・バーンスタイン・世界 S D G s 債券ファンド (年 2 回決算型・為替ヘッジなし)

2025年 7月31日現在

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Ι	資産総額	258, 258, 929円
П	負債総額	528, 752円
Ш	純資産総額 (I - II)	257, 730, 177円
IV	発行済口数	218, 694, 495 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.1785円

アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

2025年 7月31日現在

Ι	資産総額	111, 584, 628, 099円
Π	負債総額	404, 893, 675円
Ш	純資産総額 (I – II)	111, 179, 734, 424円
IV	発行済口数	95, 778, 651, 444 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.1608円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消 された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存 在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発 行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益 証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を 行わないものとします。

- (2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3) 受益証券の譲渡制限の内容 受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再 発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、 振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2025年7月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記 a. の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を 策定し運用の指図を行います。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年7月末現在次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	71本	6,887,417百万円
追加型公社債投資信託	_	_
単位型株式投資信託	4本	72,869百万円
単位型公社債投資信託	_	_
合計	75本	6,960,286百万円

[※]純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表及び中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。
- 2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けておりま す。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度に係る中間会計期間(自 2025年1月1日 至2025年6月30日)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月14日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取 締 役 会 御 中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

	期別		第28期	第29期
	771 ///	注記	(2023年12月31日現在)	(2024年12月31日現在)
科	目	番号	金額	金 額
	日 経産の部)		- 一	<u></u>
I	流動資産		1 1 1	1 1 1
1	預金		5 177 040	6 004 550
	** *		5, 177, 049	6, 994, 550
	有価証券		2, 115, 792	2, 154, 660
	前払費用		141, 385	103, 059
	未収入金		57, 243	146, 802
	未収委託者報酬		3, 330, 454	4, 549, 809
	未収運用受託報酬		656, 841	633, 299
	流 動 資 産 合計		11, 478, 764	14, 582, 179
П	固 定 資 産			
	有形固定資産			
	建物	*2	452, 223	347, 853
	器具備品	*2	99, 762	111,047
	有形固定資産合計		551, 985	458, 900
	無形固定資産		·	
	ソフトウェア		_	_
	電話加入権		2, 204	2, 204
	無形固定資産合計		2, 204	2, 204
	投資その他の資産		2, 201	2, 201
	投資有価証券		_	_
	長期差入保証金		147, 562	125, 011
	長期前払費用		10,842	
	操延税金資産			7, 347
			509, 936	498, 399
	投資その他の資産合計		668, 340	630, 757
<i>>/5,></i>	固定資産合計		1, 222, 529	1, 091, 861
資	産 合 計		12,701,293	15, 674, 040
	(6. 40 10.)			
Ι	(負債の部) 流 動 負 債 預り金 未払金		46, 649	42, 502
	未払手数料		1 554 002	0 105 015
	未払委託計算費		1, 554, 093	2, 125, 315
		.1.1	25, 161	45, 413
	その他未払金	*1	2,742,832	4, 747, 249
	未払費用		174, 488	190, 718
	未払賞与		747, 465	860, 336
	未払法人税等		270, 368	208, 334
	流動負債合計		5, 561, 056	8, 219, 867
Π	固定負債			
	退職給付引当金		493, 753	494, 353
	関係会社長期借入金		1, 903, 230	2, 121, 660
	固 定 負 債 合 計		2, 396, 983	2,616,013
負	債 合 計		7, 958, 039	10, 835, 880
I	(純資産の部) 株 主 資 本			
	資本金		1,630,000	1,630,000
	資本剰余金			
	資本準備金 利益剰余金		1,500,000	1,500,000
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金		1, 321, 662	1, 273, 787
	利益剰余金合計		1, 321, 662	1, 273, 787
	株主資本合計		4, 451, 662	4, 403, 787
Π	評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		291, 592	434, 373
	評価・換算差額等合計		291, 592	434, 373
	資 産 合 計		4, 743, 254	4, 838, 160
負	債・純資産合計		12, 701, 293	15, 674, 040
L				

(2)【損益計算書】

	期別		第28期	第29期
	241 17.1	注記	(自2023年1月 1日	(自2024年1月 1日
		番号	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
科	目	· HE /J	金 額	金 額
7-1	H		型 (根 千円	並 領 千円
Ι	営業収益		一十円	十円
1			51 500 715	70 510 051
	委託者報酬		51, 583, 715	72, 518, 351
	運用受託報酬		1, 350, 715	1, 126, 230
	販売代行報酬		270, 031	322, 415
	その他営業収益	*1	△21, 068, 164	△31, 031, 861
	営業収益計		32, 136, 297	42, 935, 135
П	営業経費			
	支払手数料		25, 363, 768	35, 700, 498
	広告宣伝費		109, 896	146, 871
	調査費			
	調査費		81, 286	77, 971
	図書費		2, 305	2, 187
	委託計算費		707, 587	827, 594
	営業雑経費			
	通信費		45, 825	51, 857
	印刷費		38, 093	39, 999
	協会費		25, 481	23, 564
	諸会費		2,600	6, 089
	営業経費計		26, 376, 841	36, 876, 630
Ш	一般管理費			
	給料			
	役員報酬		133, 566	147, 320
	給料・手当		1, 583, 695	1, 591, 989
	賞与		702, 636	831, 874
	交際費		6, 815	5, 636
	旅費交通費		36, 479	59, 102
	租税公課		80, 800	80, 042
	不動産賃借料		279, 781	289, 522
	退職給付費用		124, 460	147, 988
	固定資產減価償却費		173, 854	164, 603
	関係会社付替費用		896, 671	1,026,440
	諸経費		513, 684	582, 502
	一般管理費計		4, 532, 441	4, 927, 018
	営業利益		1, 227, 015	1, 131, 487
IV	営業外収益			
	受取利息		104, 776	111, 305
	その他営業外収益		691	389
	営業外収益計		105, 467	111,694
V	営業外費用			
	支払利息	*1	77, 392	83,047
	為替差損		89, 808	176, 497
	営業外費用計		167, 200	259, 544
L	経常利益		1, 165, 282	983, 637
VI	特別利益			
L	投資有価証券売却益		2, 129	97
VII	特別損失			
	投資有価証券売却損		519	-
	税引前当期純利益		1, 166, 892	983, 734
	法人税、住民税及び事業税		423, 673	391, 674
	法人税等調整額		△26,841	△51, 478
	法人税等計		396, 832	340, 196
	当期純利益		770,060	643, 538
1				

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:千円)

			株主資本			評価・換算 差額等	
	資本剰余金		利益剰	余金			
	資本金		その他利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差	純資產合計
	貝个亚	資本準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	林土資本百計	額金	
当期首残高	1,630,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791
当期変動額							
剰余金の配当	E.		△ 231,916	△ 231,916	△ 231,916	15	△ 231,916
当期純利益	I.	I	770,060	770,060	770,060	Ē	770,060
株主資本以外 の項目の当期変 動額(純額)	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	0	æi.)	ï	90,319	90,319
当期変動額合計	-	:= :	538,144	538,144	538,144	90,319	628,463
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

			株主資本			評価・換算 差額等	
		資本剰余金		益剰余金		50 (100 miles 100 miles 10	3
	次十二		その他利益剰余金		** + * * * * ^ = 1	その他有価	純資產合計
資本金		資本準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	証券評価差 額金	
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	E		△ 691,413	△ 691,413	△ 691,413	. .	△ 691,413
当期純利益	<u>123</u>	ĝ	643,538	643,538	643,538	ш	643,538
株主資本以外 の項目の当期変 動額(純額)		0	ভ	-	1	142,781	142,781
当期変動額合計	8	:=:	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,906
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券 (預金と同様の性格を有するもの)

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券 (市場価格のない株式等以外のもの)

決算日の市場価値等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2~10年

器具備品 3~10年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。 サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足される という前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益(投資顧問業取引に関する調整)

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業 会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

【真信刈思衣舆体】						
第28其	FI .	第29期				
(2023年12月31	日 現在)	(2024年1	2月31日 現在)			
*1 区分掲記されたもの以外で	各科目に含まれている関	*1 区分掲記されたもの以	J外で各科目に含まれている関			
係会社に対するものは以下の)とおりであります。	係会社に対するものは	以下のとおりであります。			
その他未払金	2,073,675千円	その他未払金	3, 132, 378千円			
*2 有形固定資産の減価償却累	計額は以下のとおりであ	*2 有形固定資産の減価償	賞却累計額は以下のとおりであ			
ります。		ります。				
建物	650,573千円	建物	754,943千円			
器具備品	312,754千円	器具備品	347, 496千円			

(損益計算書関係)

第28期	第29期
(自2023年1月 1日	(自2024年1月 1日
至2023年12月31日)	至2024年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは	は以下 *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以
のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社	社およのとおりであり、その他営業収益は当社の親会社およ
び海外グループ子会社との移転価格契約に基づく	く投資 本外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧
顧問業取引に関する調整であります。支払利息は	は関係 業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社
会社長期借入金に係る利息であります。	期借入金に係る利息であります。
その他営業収益 △21,068,16-	64千円 その他営業収益 △31,031,861千
関係会社付替費用 896,67	71千円 関係会社付替費用 1,026,440千
支払利息 77,39	92千円 支払利息 83,047千

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	32, 600	-	-	32, 600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額1株当たりの配当額基準日効力発生日231,916千円7,114円2022年12月31日2023年6月30日

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	32, 600	ı	1	32, 600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額691,413千円1株当たりの配当額21,209円基準日2023年12月31日効力発生日2024年 6月28日

(リース取引関係)

第28期		第29期		
(自2023年1月 1月	1	(自2024年1月	1日	
至2023年12月31	目)	至2024年12月	月31日)	
オペレーティング・リース取引(借	主側)	オペレーティング・リース取引		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの		
に係る未経過リース料	に係る未経過リース料		に係る未経過リース料	
1年内 1年超	226,714千円 806,091千円	1年内 1年超	226, 714千円 579, 377千円	
合計	1,032,805千円	合計	806, 091千円	

(金融商品関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収 運用受託報酬及び未払金(未払手数料)はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定する マネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行ってお ります。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資 金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、 取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 第28期(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1, 903, 230	1, 858, 113	-45, 117
負債計	1, 903, 230	1, 858, 113	-45, 117

- (注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他 未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
 - これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
 - (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価				
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
関係会社長期借入金	_	1, 858, 113	_	1, 858, 113	
負債計	-	1, 858, 113	-	1, 858, 113	

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-		-	-	1, 903, 230	1
合計	-	-	_	-	1, 903, 230	-

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収 運用受託報酬及び未払金(未払手数料)はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定する マネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行ってお ります。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資 金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、 取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2, 121, 660	2, 038, 559	-83, 101
負債計	2, 121, 660	2, 038, 559	-83, 101

(注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他 未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を 省略しております。

(2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価				
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
関係会社長期借入金	_	2, 038, 559	-	2, 038, 559	
負債計	-	2, 038, 559	-	2, 038, 559	

- (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 - (1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	ı		-	2, 121, 660	-	-
合計	-	-	-	2, 121, 660	_	-

(有価証券関係)

第28期 (2023年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

- (注) 有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。
- 2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	_		-
(2)債券			
①国債・地方債等	-	_	-
②社債	_	_	_
③その他	_	_	-
(3)その他	95, 012	2, 129	-519
合計	95, 012	2, 129	-519

第29期(2024年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	_	-
(2)債券			
①国債・地方債等	-	_	-
②社債	-	_	-
③その他	-	-	-
(3) その他	2, 081	97	_
合計	2, 081	97	

(退職給付関係)

第28期		第29期			
(自 2023年1月 1日		(自 2024年1月 1日			
至 2023年17月1日		至 2024年12月31日)			
	1)	1. 採用している退職金制度の概要			
1. 採用している退職金制度の概要	人生はちょうしょっと		CAUTE & PIONE		
当社は確定拠出年金制度と退職一時		当社は確定拠出年金制度と退職一時金			
ります。退職一時金制度では、退職給		おります。退職一時金制度では、退職給付として、給			
勤務時間に基づいた一時金を支給して		与と勤務時間に基づいた一時金を支給し			
り退職給付引当金及び退職給付費用	を計算しておりま	法により退職給付引当金及び退職給付費	費用を計算して		
す。		おります。			
2. 確定給付制度		2. 確定給付制度			
(1)退職給付引当金の期首残高と期末死	桟高の調整表	(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高	5の調整表		
期首における退職給付引当金	439,844 千円	期首における退職給付引当金	493,753 千円		
退職給付費用	74,594 千円		81,875 千円		
退職給付の支払額	20,685 千円		81,275 千円		
期末における退職給付引当金	493,753 千円		494, 353 千円		
7,37,141-4-17 @ 221-34,1411 31 4 14	100,100 111	7937141=44-17 @ XC-1947111 1 3 1 3 1 2 2 2	101,000 1		
(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借 た前払年金費用及び退職給付引当金 積立型制度の退職給付債務 年金資産		(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照 た前払年金費用及び退職給付引当金の 積立型制度の退職給付債務 年金資産			
非積立型制度の退職給付債務	- 493,753 千円	非積立型制度の退職給付債務	- 494,353 千円		
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資 産の純額	494,353 千円		
退職給付引当金	493,753 千円		494, 353 千円		
貸借対照表に計上された負債と資	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	貸供対昭表に計トされた負債と資	, , , , , , ,		
産の純額	493,753 千円	産の純額	494,353 千円		
/王*/ // // // // // // // // // // // // /					
(3)退職給付に関連する損益		 (3)退職給付に関連する損益			
	74 FO4 T.III		01 07E T.III		
簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円	簡便法で計算した退職給付費用	81,875 千円		
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は りました。	:、28, 310千円であ	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、 ありました。	27, 155千円で		

(税効果会計関係)

(忧别术云引)					
第28期		第29期			
(2023年12月31日現在)		(2024年12月31日現在)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	Eな原因別	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の			
の内訳		内訳			
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円		
未払事業税否認	9, 303	未払事業税否認	8, 915		
未払費用否認	53,860	未払費用否認	58,830		
親会社持分報酬制度負担額	62, 367	親会社持分報酬制度負担額	51, 232		
賞与引当金損金算入限度超過額 2	207, 756	賞与引当金損金算入限度超過額	238, 884		
貯蔵品	851	貯蔵品	1, 234		
減価償却超過額 1	56,670	減価償却超過額	181, 609		
	49, 221	退職給付引当金損金算入限度超過額	149, 405		
	42,979	原状回復費用否認	50, 933		
長期繰延資産 (移転支援金)	_	長期繰延資産 (移転支援金)	_		
	30, 092	その他	$\triangle 191,710$		
<u> </u>	552, 915	操延税金資産小計	549, 332		
	42, 979	将来減算一時差異における評価性引当額	△50, 933		
	509, 936	繰延税金資産計	498, 399		
	703, 300	床 色 / L 正 頁 / E 口	130, 033		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人			
率との差異の原因となった主要な項目別の内記		との差異の原因となった主要な項目別の内			
法定実効税率	30.6 %	法定実効税率	30.6 %		
(調整)		(調整)			
交際費・役員賞与等永久に損金に算入	2. 4	交際費・役員賞与等永久に損金に算	2.8		
されない項目	4.4	入されない項目	2.0		
評価性引当額取崩し	0.6	評価性引当額	0.8		
その他	0.4	その他	0.4		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.6 %		
=					

(資産除去債務関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
委託者報酬	51, 583, 715
運用受託報酬	1, 350, 715
販売代行報酬	270, 031
その他営業収益	△ 21, 068, 164
合計	32, 136, 297

- (注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	(1 1 1 1 4/
委託者報酬	72, 518, 351
運用受託報酬	1, 126, 230
販売代行報酬	322, 415
その他営業収益	△ 31, 031, 861
合計	42, 935, 135

- (注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アライアン ス・バーンス	アメリカ合衆国テネシー州		投資顧	(被所有)	当社設定・ 運用商品の	その他 営業収益	△21, 068, 165	未払金	2, 073, 675
祝云江	タイン・エ ル・ピー	ナッシュビル市	千米ドル	問業	間接100.0	運用を 再委託	諸経費の 支払	896, 671	不拉金	2,013,615

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	サ来の	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	アライアンス・バー ンスタイン・コーポ レーション・オブ・		157, 256 壬半ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の 借入	1	関係会社 長期借入金	1, 903, 230
	デラウェア	ナッシュビル 市			· 但3女100.0		支払利息	77, 392	その他未払金	21, 305

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア (非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (非上場)

エクイタブル・ホールディングス・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

第29期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アライアンス・バーンス	アメリカ△衆国	5, 049, 135	投資顧	(被所有)	当社設定・ 運用商品の	その他 営業収益	△31, 131, 136		3, 132, 378
税云红	タイン・エ ル・ピー	ナッシュビル市	千米ドル	問業	間接100.0	運用を 再委託	諸経費の 支払	1, 026, 440		3, 132, 378

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	11. DIT	資本金又 は出資金	争業の	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アライアンス・バー ンスタイン・コーポ レーション・オブ・	(2) W/(14)	191, 484 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の 借入	1	関係会社 長期借入金	2, 121, 660
	レーション・ォノ・ デラウェア	ナッシュビル 市	エルトル		追按100.0		支払利息	83, 047	その他未払金	23, 985

- (注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (非上場)

エクイタブル・ホールディングス・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問へ の 売上高	51, 583, 715	1, 350, 715	270, 031	△21, 068, 164	32, 136, 297

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位:千円)

日本	米国	その他	合計
52, 972, 507	$\triangle 21, 101, 412$	265, 202	32, 136, 297

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(投信投資顧問業)に対する△21,101,412千円となります。

第29期(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問へ の 売上高	72, 518, 351	1, 126, 230	322, 415	△31, 031, 861	42, 935, 135

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位:千円)

日本	米国	その他	合計
73, 743, 856	△31, 126, 478	317, 757	42, 935, 135

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(投信投資顧問業)に対する△31,126,478千円となります。

(1株当たり情報)

項目	第28期 (自2023年1月 1日	第29期 (自2024年1月 1日		
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)		
1株当たり純資産額	145,498 円 59 銭	148,409 円 82 銭		
1株当たり当期純利益	23,621 円 48 銭	19,740 円 42 銭		
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	当期純利益については、潜在株式		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(江) 「林山にナコ州市中重ッチた工・ノ茶碗は外」・シともラナくのナます。				
	第28期	第29期		
項目	(自2023年1月 1日	(自2024年1月 1日		
	至2023年12月31日)	至2024年12月31日)		
当期純利益 (千円)	770, 060	643, 538		
■ 普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_		
普通株式に係る当期純利益(千円)	770, 060	643, 538		
期中平均株式数(株)	32, 600	32, 600		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間 (2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第 30 期中间尝計期间 2025年 6月 30日現在
資産の部		(+12:113)
流動資産		
預金		5, 750, 273
有価証券		2, 022, 055
未収入金		122, 305
未収委託者報酬		4, 107, 015
未収運用受託報酬		225, 939
その他		79, 885
流動資産合計		12, 307, 472
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2	295, 668
器具備品	※ 2	137, 085
無形固定資産		2, 204
投資その他の資産		
長期差入保証金		114, 702
繰延税金資産		404, 024
その他		6, 245
固定資産合計		959, 928
資産合計		13, 267, 400
負債の部		
流動負債		
預り金		43, 890
未払金		
未払手数料		1, 947, 344
その他未払金		3, 320, 983
未払消費税等	※ 1	820, 170
未払費用		168, 096
未払法人税等		32, 690
賞与引当金		406, 395
流動負債合計		6, 739, 568
固定負債		
退職給付引当金		484, 644
関係会社長期借入金		1, 950, 008
固定負債合計		2, 434, 652
負債合計		9, 174, 220
純資産の部		
株主資本		
資本金		1, 630, 000
資本剰余金		
資本準備金		1, 500, 000
資本剰余金合計		1, 500, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		650, 430
利益剰余金合計		650, 430
株主資本合計		3, 780, 430
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		312, 750
評価・換算差額等合計		312, 750
純資産合計		4, 093, 180
負債・純資産合計		13, 267, 400
eses deed to be		10, 207, 100

第 30 期中間会計期間

(2)中間損益計算書

- -	自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月 30日 (単位:千円)
営業収益 委託者報酬	40, 747, 744
安	40, 747, 744
その他営業収益 ※1	△17, 989, 964
営業収益合計	23, 205, 717
営業費用	
支払手数料	20, 009, 238
その他	568, 620
営業費用合計	20, 577, 858
一般管理費	2, 484, 575
営業利益	143, 284
営業外収益 ※3	202, 657
営業外費用 ※4	40, 048
経常利益	305, 893
特別損失	
固定資産除却損	351
税引前中間純利益 -	305, 542
法人税、住民税及び事業税	1, 674
法人税等調整額	148, 052
中間純利益	155, 816

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券 (預金と同様の性格を有するもの)

移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 $2 \sim 10$ 年 器具備品 3~10年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期 間に見合う分を計上しております。

(2)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会 計基準適用指針第25号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)に より、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功 報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純 資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる 委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用 期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。 サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足される という前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、 パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功 報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益(投資顧問業取引に関する調整)

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、 月次で収益を認識しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(中間貸借対照表関係)

- ※1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
- ※2 第30期中間会計期間末 (2025年6月30日現在) の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおり で あります。

建物 器具備品 807, 129千円 363, 055千円

(中間損益計算書関係)

- %1 その他営業収益のうち、 $\triangle18,142,642$ 千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
- ※ 2 第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)の有形固定資産の減価償却実施額は、86,815千円であります。
- ※3 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 40,954千円及び為替差益161,166千円となります。
- ※4 営業外費用につきましては、支払利息 40,048千円となります。

(リース取引関係)

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

オペレーティング・リース取引(借主側)のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

1年内 1年超 合計 226,714千円 484,912千円 711,626千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1, 950, 008	1, 904, 174	-45, 834
負債計	1, 950, 008	1, 904, 174	-45, 834

(注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、 未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

(2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定 した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用 いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時 価を分類して おります。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当ありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
関係会社長期借入金	I	1, 904, 174	1	1, 904, 174
負債計	_	1, 904, 174	_	1, 904, 174

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	ı	Ī	-	1, 950, 008	Ī	Ī
合計	-	-	-	1, 950, 008	-	-

(有価証券関係)

第30期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

有価証券のうち2,022,055千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としております。

(資産除去債務関係)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	(112.114)
委託者報酬	40, 747, 744
運用受託報酬	447, 937
販売代行報酬	152, 678
その他営業収益	\triangle 18, 142, 642
合計	23, 205, 717

- (注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
 - 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益及 び費用の計上基準」に記載のとおりです。
 - 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込 まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬 運用受託報酬 販売代行報酬 その他営業収益 40,747,744千円 447,937千円 152,678千円 △18,142,642千円

合計

23, 205, 717千円

(2)地域ごとの情報

①営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本 米国 その他 合計 41, 195, 681千円 △18, 162, 960千円 172, 996千円 23, 205, 717千円

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書に計上された営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(投信投資顧問業)であり、当該顧客に対する営業収益は $\triangle 18,162,960$ 千円であります。

(1株当たり情報)

第30期中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)

1株当たり純資産額 125,557円67銭

1株当たり中間純利益 4,779円62銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益155,816千円普通株主に帰属しない金額-普通株式に係る中間純利益155,816千円期中平均株式数32,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり)

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運用の基本方針

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラス S1QG シェアーズ (為替ヘッジあり)」(以下、「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 運用態度

- ① 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な 投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発 行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行い ます。
- ② 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および信託財産の規模によっては、 上記の運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超 えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人 投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を 含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

第1条(信託の種類、委託者および受託者)

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下、「信託法」といいます。) の適用 を受けます。

第2条(信託事務の委託)

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第23条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条(信託の目的および金額)

委託者は、金 100 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条(信託金の限度額)

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める各信託の合計で、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条(信託の期間)

この信託の期間は、信託契約締結日から 2032 年 1 月 15 日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第6条(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により

行われます。

第7条(当初の受益者)

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条(受益権の分割および再分割)

委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に 分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条(信託日時の異なる受益権の内容)

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条(受益権の帰属と受益証券の不発行)

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第12条(受益権の設定に係る受託者の通知)

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第13条(受益権の取得申込単位および価額)

委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合は、取得の申込みを受付けないものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信

託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に委託者の指定する 販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した 価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。
- ⑧ この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭債権
 - (3) 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第17条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラス SIQG シェアーズ (為替ヘッジあり)」およびアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券 (上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 短期社債等
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応

等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号まで に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第18条(利害関係人等との取引等)

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法 第32条第3項の通知は行いません。

第 19 条(運用の基本方針)

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

第20条(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第21条(外国為替予約取引の指図)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替へッジのため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第22条(信用リスク集中回避のための投資制限)

投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対 する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、 当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従 い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第23条(信託業務の委託等)

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の 管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第24条(混蔵寄託)

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第25条(信託財産の登記等および記載等の留保等)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第26条(一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第27条(資金の借入れ)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条(損益の帰属)

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第29条(受託者による資金の立替え)

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、 受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第30条(信託の計算期間)

この信託の計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年1月17日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

第31条(信託財産に関する報告)

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に 欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利 益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求 をすることはできないものとします。

第32条(信託事務の諸経費および諸費用)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁

することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- 1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- 2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る 費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
- 4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 5. 受益権の管理事務に係る費用
- 6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および 交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- 8. この信託の計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等) およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- 9. 信託財産の監査に係る費用
- 10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- 11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
- 12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当である と委託者が合理的に判断する費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支 弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から 支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託 者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金 額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の 率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第2項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第33条(信託報酬の額および支弁の方法)

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年10,000分の57.4の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第34条(収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、 諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当 該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その 全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第35条(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については、第30条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日に、 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。 以下、同じ。) については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第36条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎

計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。 この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係 る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定 にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第4項に規定する一部解約請求受付日から起算して、原則として、 6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の 信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者 毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数 により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各 受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価 額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるもの とします。

第37条(収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第38条(信託契約の一部解約)

受益者(委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。)は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して1口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の指定する販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する場合は、一部解約の実行の請求の受付けは行わないものとします。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替 受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日(以下、 当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額とし ます。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等 を含みます。)は、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすで に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

第39条(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第40条(信託契約の解約)

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由 などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益 者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項におい

て同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、 知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第41条(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

第42条(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した ときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第43条(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第44条(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第45条(信託約款の変更等)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について替成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第46条(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第47条(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第48条(公告)

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載 します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた 場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第49条(運用状況に係る情報の提供)

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報 を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第50条(信託約款に関する疑義の取扱い)

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年10月5日

委託者 アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

付 表

1. 信託約款第4条第1項に規定する「別に定める各信託」とは、次のとおりとします。

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(年 2 回決 算型・為替ヘッジなし)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)

- 2. 信託約款第13条第1項および第38条第1項に規定する「別に定める日」は、次のとおりと します。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし)

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運用の基本方針

信託約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラス S1QG シェアーズ (為替ヘッジなし)」(以下、「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 運用態度

- ① 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および信託財産の規模によっては、 上記の運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超

えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人 投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします

3. 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を 含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし) 信 託 約 款

第1条(信託の種類、委託者および受託者)

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下、「信託法」といいます。)の適用 を受けます。

第2条(信託事務の委託)

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第18条第1項、第18条第2項および第23条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条(信託の目的および金額)

委託者は、金 100 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条(信託金の限度額)

委託者は、受託者と合意のうえ、この信託および別に定める各信託の合計で、金1兆円 を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条(信託の期間)

この信託の期間は、信託契約締結日から 2032 年 1 月 15 日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第6条(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により

行われます。

第7条(当初の受益者)

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第8条(受益権の分割および再分割)

委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に 分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権 の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。)の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条(信託日時の異なる受益権の内容)

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条(受益権の帰属と受益証券の不発行)

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第12条(受益権の設定に係る受託者の通知)

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第13条(受益権の取得申込単位および価額)

委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する販売会社と自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下、「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合は、取得の申込みを受付けないものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信

託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に委託者の指定する 販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した 価額とします。

- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込み単位を変更することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。
- ⑧ この信託約款において、金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

第14条(受益権の譲渡に係る記載または記録)

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第15条(受益権の譲渡の対抗要件)

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条(投資の対象とする資産の種類)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭債権
 - (3) 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第17条 (運用の指図範囲等)

委託者は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I- サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラス SIQG シェアーズ (為替ヘッジなし)」およびアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の受益証券 (上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 短期社債等
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応

等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号まで に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第18条(利害関係人等との取引等)

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法 第32条第3項の通知は行いません。

第 19 条(運用の基本方針)

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行います。

第20条(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第21条(外国為替予約取引の指図)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替へッジのため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第22条(信用リスク集中回避のための投資制限)

投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対 する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、 当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従 い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第23条(信託業務の委託等)

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第24条(混蔵寄託)

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第25条(信託財産の登記等および記載等の留保等)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第26条(一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第27条(資金の借入れ)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第28条(損益の帰属)

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第29条(受託者による資金の立替え)

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、 受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第30条(信託の計算期間)

この信託の計算期間は、毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年1月17日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

第31条(信託財産に関する報告)

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に 欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利 益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求 をすることはできないものとします。

第32条(信託事務の諸経費および諸費用)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁

することができます。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- 1. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- 2. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る 費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および提供等に係る費用
- 4. 運用状況に係る情報の作成、印刷および提供等ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 5. 受益権の管理事務に係る費用
- 6. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および 交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- 7. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- 8. この信託の計理業務(設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等) およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- 9. 信託財産の監査に係る費用
- 10. この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- 11. 参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用
- 12. 前各号に準ずる費用であり以下の各項に規定する支払方法によることが相当である と委託者が合理的に判断する費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支 弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から 支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託 者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金 額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の 率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑥ 第2項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第33条(信託報酬の額および支弁の方法)

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信

託財産の純資産総額に年10,000分の57.4の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第34条(収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、 諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当 該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その 全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第35条(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 受託者は、収益分配金については、第30条に規定する各計算期間の最終日の翌営業日に、 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。 以下、同じ。) については、第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および 一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第36条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎

計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。 この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係 る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定 にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第4項に規定する一部解約請求受付日から起算して、原則として、 6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の 信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者 毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数 により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する各 受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価 額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるもの とします。

第37条(収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第38条(信託契約の一部解約)

受益者(委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。)は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して1口単位または委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の指定する販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する場合は、一部解約の実行の請求の受付けは行わないものとします。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替 受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日(以下、 当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額とし ます。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止 その他やむを得ない事情があるとき(投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等 を含みます。)は、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすで に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

第39条(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第40条(信託契約の解約)

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由 などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益 者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項におい

て同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、 知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第41条(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

第42条(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した ときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第43条(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第44条(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了

させます。

第45条(信託約款の変更等)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について替成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否 決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第46条(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第47条(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

第48条(公告)

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載 します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた 場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第49条(運用状況に係る情報の提供)

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報 を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第50条(信託約款に関する疑義の取扱い)

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年10月5日

委託者 アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

付 表

1. 信託約款第4条第1項に規定する「別に定める各信託」とは、次のとおりとします。

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(年 2 回決 算型・為替ヘッジあり)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・世界 SDGs 債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)

- 2. 信託約款第13条第1項および第38条第1項に規定する「別に定める日」は、次のとおりと します。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日